

バイナリー・オプション取引に関する勧誘及び顧客管理に関する規制について(案)

1. 顧客管理・取引管理について

(1) 取引開始基準

取引開始基準に関し、規則において以下の点を定める。

- ① バイナリー・オプション取引について、取引開始基準を定めなければならない。
- ② バイナリー・オプション取引の取引開始基準の項目としては、以下のものを定めなければならない。
 - イ) デリバティブ取引の経験に関する事項
 - ロ) 財産の状況に関する事項
 - ハ) 顧客からの預り資産に関する事項
 - ニ) 投資目的に関する事項
 - ホ) その他当社が必要と認める事項

※ 上記の項目は、現行の有価証券関連デリバティブ取引の取引開始基準の項目（投資勧誘規則 6 条 2 項）と一部重なるが、②の各項目について、投資勧誘規則 6 条 2 項で読めると整理するか、別途の規制が必要かについては、要検討。

- ③ 顧客とバイナリー・オプション取引を開始する前に、取引開始基準を満たしているか判断するために必要な情報を当該顧客より取得するとともに、当該情報を保存しなければならない。

※ 現行の顧客カードの記載事項と概ね重なるが、②の各項目の取得・保存方法を顧客カードの記載事項と整理するか、顧客カードの記載事項と別のものと整理するかについては、要検討。

(2) 取引限度額又は損失限度額について

顧客の過度に射幸的な取引を防止するため、規則において以下の点を定める。

① 協会員は、バイナリー・オプション取引を取り扱う場合は、顧客から取引限度額又は損失限度額について申告を受けなければならない。

② 顧客属性に応じた取引限度額又は損失限度額を定めなければならない。

取引限度額又は損失限度額は、過度に投機的な取引及び顧客に生ずる過大な損失の発生防止に資するよう、デリバティブ取引の経験、財産の状況、顧客からの預り資産の状況、投資目的等に照らして適切に定めるものとする。

※ 1 「取引限度額」と「損失限度額」の関係について、両方の限度額を設定することを求めるのか、どちらか一方の限度額を設定すれば良いこととするかは、要検討。

※ 2 協会員が定める取引限度額又は損失限度額について、具体的な基準等は定めないことによいかは、要検討。

※ 3 取引限度額又は損失限度額を定める際に照らす事項として、「デリバティブ取引の経験、財産の状況、顧客からの預かり資産、投資目的」などを設けても良いかは、要検討。

③ 協会員は、バイナリー・オプション取引における顧客の取引状況又は損益状況を把握し、①により顧客から申告を受けた取引限度額若しくは損失限度額、又は②により協会員が定めた取引限度額若しくは損失限度額を超えた場合の対応を定め、顧客の過度に投機的な取引及び過大な損失の発生を防止する態勢を整備しなければならない。

※ 取引限度額又は損失限度額を超えた場合の協会員の対応について、具体的に規則で規定するかは、要検討。

2. 顧客への情報提供について

(1) 取引概要等の公表

顧客への取引概要等の公表に関し、規則において以下の点を定める。

- ① 自社で取り扱うバイナリー・オプション取引を適切に行うために、顧客があらかじめ理解すべき事項を定め、その内容を公表しなければならない。

(前回テーマp9にて既に議論済)

- ② あらかじめ理解すべき事項には、以下の事項を組み入れなければならない。

イ) 自社で取り扱うバイナリー・オプション取引の概要

※ 提供する商品内容は各社により異なるため、項目の詳細については規定しないものの、以下に掲げる監督指針で求められている取引条件の算出根拠については、必ず含まなければならないこととしてはどうか。

- i) 取引価格
- ii) 権利行使価格
- iii) 権利行使の判定に使用する金融指標

ロ) 当該バイナリー・オプション取引のリスク及び手数料

※ 以下の点を、必ず含まなければならないこととしてはどうか。

- i) 取引金額が少額であっても多数回の取引を繰り返すことにより、大きな損失を被るおそれがあること
- ii) 顧客の保有する買建玉につき、判定時刻で予測が外れた場合には、投資元本がゼロとなること。
- iii) 顧客の売建玉につき、判定時刻で予測が外れた場合には、ペイアウト額を支払うこととなること、及び当該ペイアウト額は受け取る取引価格を上回り、投資損失となること。

ハ) その他当該バイナリー・オプション取引を行うにあたり、顧客が合理的な投資判断を行うために、必要と認める事項

※ 以下の点を必ず含まなければならないこととしてはどうか。

- i) 顧客全体の支払金額と受取金額の差額が、業者の収益の源泉となっていること。
- ii) バイナリー・オプション取引について合理的な投資判断を行う場合には、オプション取引の理論的根拠等の専門知識が必要となること。
- iii) 取引停止等が生じる可能性がある場合には、あらかじめ想定されるその発生事由

(2) 顧客に対する説明書の交付及び確認書の徴求

顧客に対する説明書の交付及び確認書の徴求に関し、規則において以下の点を定める。

【初めて締結しようとするとき】

- ① 顧客とバイナリー・オプション取引の契約を初めて締結しようとするときは、(1) ②イ～ハに掲げる「あらかじめ理解すべき事項」を記載した書面（以下「取引説明書」（仮称）という。）を交付（電磁的方法による提供を含む。）しなければならない。ただし、(1) ②イ～ハに掲げる「あらかじめ理解すべき事項」のうち契約締結前交付書面に記載されている事項については、契約締結前交付書面と同時に交付する場合には取引説明書への記載を省略することができる。

- ② 顧客とバイナリー・オプション取引の契約を初めて締結しようとするときは、「取引説明書の記載事項を理解し、当該顧客の判断と責任において取引を行う」旨の確認を得るため、当該顧客から当該バイナリー・オプション取引に係る確認書を徴求しなければならない。

なお、確認書において、(1) ②ロ及びハに掲げる事項については、当該項目ごとに顧客が理解したことを確認できる書式を用いなければならない。

※1 契約締結前書面に記載すべき事項については、参考1をご参照のこと。

※2 知識の確認テストを行うことを規則で求めず、上記②の規定とすることで良いか。

※3 上記確認書を求めることから、バイナリー・オプション取引については、投資勧誘規則第8条1項に定める確認書の徴求対象取引から除くこととしてはどうか。

※4 投資勧誘規則6条の2の「注意喚起文書の交付等」は、(引き続き) バイナリー・オプション取引にも適用されることで良いか。

【2回目以降】

- ③ バイナリー・オプション取引を行う顧客に対し、1年に1回、取引説明書を交付（電磁的方法による提供を含む。）しなければならない。ただし、(1) ②イ～ハに掲げる「あらかじめ理解すべき事項」のうち契約締結前交付書面に記載されている事項については、契約締結前交付書面と同時に交付する場合には取引説明書への記載を省略することができる。

- ④ バイナリー・オプション取引を行う顧客に対し、1年に1回、「取引説明書の記載事項を理解し、当該顧客の判断と責任において取引を行う」旨の確認を得るため、当該顧客から当該バイナリー・オプション取引に係る確認書を徴求しなければならない。

なお、確認書において、(1) ②ロ及びハに掲げる項目については、当該項目ごとに顧客が理解したことを確認できる書式を用いなければならない。

※ 上記確認書を徴求することから、投資勧誘規則 8 条 2 項に定める確認書の徴求対象取引から C F D 取引同様、バイナリー・オプション取引は除外することとしてはどうか。

また、「投資勧誘規則 3 条 4 項の重要な事項の考え方」で示されている店頭デリバティブ取引の対象から、バイナリー・オプション取引は除外することとしてはどうか。

(3) 取引結果の公表

協会員におけるバイナリー・オプション取引に関する取引結果の公表について、規則において以下の点を定める。

- ・ バイナリー・オプション取引について、一定の期間内に行われた顧客との取引全体の状況に関し、以下に掲げる事項の公表に努めなければならない。

(ア) 顧客の支払い総額に対する顧客の受取総額の割合

(イ) 取引を行った顧客数に対する損失が生じた顧客数の割合

※公表する事項について、算出方法や期間等の具体的な内容は定めないことで良いか。

(4) 広告審査の体制整備

バイナリー・オプション取引に関する広告は、「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」に基づき広告審査等を行うこととし、広告について、バイナリー・オプション取引に固有な規定は設けない。

※ 日証協における「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」において、「投資判断を誤らせる表示」「恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの」「判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの」は、禁止されており、また、広告審査担当者が禁止行為に当たる広告を行っていないかを審査することが求められている。

(5) 過度の投機的取引を誘引するもの又はそのおそれのある表示の禁止

バイナリー・オプション取引に関する表示について、規則において以下の点を定める。

- ・ 協会員は、バイナリー・オプション取引について、過度の投機的取引を誘引するもの又はそのおそれのある表示を行ってはならない。

<金先協における取引説明書の交付及び確認書徴求フロー>

（初めての契約時）

契約締結前交付書面
（取引説明書）

【法37条の3】

（交付）

説明

①確認書

・顧客の判断と責任において取引を行う旨の確認

【業務取扱規則8条】

（徴求）

+

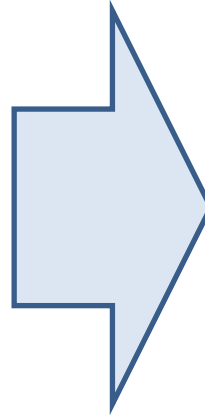
②確認書

・BO規則14条3項の事項の理解を得たうえで取引を行う旨の確認

【業務取扱規則8条の2】

【BO規則14条】

（徴求）



（1年毎）

契約締結前交付書面
（取引説明書）

【法37条の3】

【業等府令80条1項2号】

（再交付）

—

②確認書

・BO規則14条3項の事項の理解を得たうえで取引を行う旨の確認

【業務取扱規則8条の2】

【BO規則14条】

（再徴求）

<日証協における取引説明書の交付及び確認書徴求フロー(案)>

(初めての契約時)

契約締結前交付書面

【法37条の3】



(交付)

取引説明書※

・あらかじめ理解すべき事項

イ) 自社で取り扱うBO取引の概要

ロ) 当該BO取引のリスク及び手数料

ハ) その他当該BO取引を行うにあたり、合理的判断を行うために必要な事項

【新規定(案)】

(交付)



確認書

・取引説明書の内容を理解し、顧客の判断と責任において取引を行う旨の確認

・ロ及びハについては、項目ごとに確認

【新規定(案)】

(徴求)

(1年毎)

契約締結前交付書面

【法37条の3】

【業等府令80条1項3号】



(再交付)

取引説明書※

・あらかじめ理解すべき事項

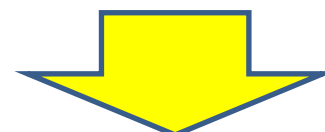
イ) 自社で取り扱うBO取引の概要

ロ) 当該BO取引のリスク及び手数料

ハ) その他当該BO取引を行うにあたり、合理的判断を行うために必要な事項

【新規定(案)】

(交付)



確認書

・取引説明書の内容を理解し、顧客の判断と責任において取引を行う旨の確認

・ロ及びハについては、項目ごとに確認

【新規定(案)】

(徴求)

※契約締結前書面において、あらかじめ理解すべき事項が記載されている場合、取引説明書においてその旨の記載を省略可。

※契約締結前書面において、あらかじめ理解すべき事項が記載されている場合、取引説明書においてその旨の記載を省略可。

バイナリー・オプション取引の規制の方向性に係るご照会事項回答とりまとめ

2. 顧客管理・取引管理にかかる留意事項

(1) 取引開始基準

①取引開始基準の必須事項

監督指針	日証協 投資勧誘規則※	【参考】金先協規則
店頭デリバティブ取引業者は、個人向け特定店頭オプション取引について、例えば以下の点に留意して、顧客の属性等に応じた適切な取扱いを行っているか。 イ. 顧客の知識・経験・資力に応じた取引開始基準を設定しているか。	(取引開始基準) 第 6 条 協会員は、次の各号に掲げる取引等を行うに当たっては、それぞれ取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客との間で当該取引等の契約を締結しなければならない。 1 ～ 2 省 略 3 有価証券関連デリバティブ取引等 4 特定店頭デリバティブ取引等 5 ～ 6 省 略 2 前項に規定する取引開始基準は、顧客の投資経験、顧客からの預り資産その他各協会員において必要と認める事項について定めなければならない。	(取引開始基準) 第 1 1 条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引の顧客との取引開始基準（業務取扱規則第 7 条に規定する基準をいう。）について、次の事項を組み入れなければならない。 (1) デリバティブ取引に関する投資経験年数 (2) 店頭バイナリーオプション取引に関する顧客の有する知識 (3) 保有する金融資産額及び収入 (4) 投資目的 (5) 顧客の申告する取引限度額又は損失限度額 (6) その他会員が個人向け店頭バイナリーオプション取引に対する顧客の適合性を判断するに必要とする事項 2 会員は、取引開始を申し込む顧客から、前項各号に掲げる顧客の情報を取得し、当該顧客との取引開始の適否を判断しなければならない。 3 会員は、第 1 項各号について、判定に用いる数値など基準を具体的に定め、当該基準を満たさない顧客と取引を行なわないようにしなければならない。 4 会員は、第 1 項第 2 号における顧客の有する知識の確認について、当該顧客との質問および回答をもって、具体的に行わなければならない。

規制の方向性に係る御照会	【取引開始基準の必須事項】 ・投資勧誘規則において、有価証券関連デリバティブ取引等については、取引開始基準を定め、契約を締結することが定められているが、バイナリー・オプション取引独自の取引開始基準を別途定める必要があるか。
--------------	--

※ 日証協 投資勧誘規則：協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則

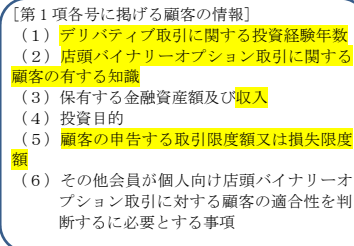
規制の方向性に係る御照会に対するご意見

2. 顧客管理・取引管理にかかる留意事項 (1) 取引開始基準 ①取引開始基準の必須事項
必要があると考えます。
有価証券関連バイナリー・オプションは、商品性もある程度規定されているため、各取扱業者は類似の商品を提供するものと考えられます。このような状況では、貴協会がある程度取引開始基準の内容を定めた方が各取扱業者の取引開始基準の平準化が図られると考えます。
既存の投資勧誘規則で監督指針の要求を網羅・充足しているのであれば、別途定める必要はないと考えるが、そうでない場合は、バイナリー・オプション取引独自の取引開始基準を別途定めるか、もしくは既存の投資勧誘規則における取引開始基準を変更する等して、対応する必要があると考える。
規則においてバイナリー・オプション取引独自の取引開始基準を別途定める必要はないと考えますが、取引開始基準の具体的な内容については社内規程モデル等に記載することで明確にすべきと考えます。
有価証券関連デリバティブ取引等について定められているので、当該カテゴリに所属するバイナリオプション独自の取引開始基準を定めることまでは必要ないと思われる。定めるか否かは各社判断でよい。
特に必要はない
有価証券関連デリバティブ取引等の取引開始基準に準じた取扱をするのであれば不要だと考えます。
現在あるフレームワークを活用すれば十分であり、別途定める必要はないと考えます。
現状実施されている規則によって十分であると考えます。
バイナリー・オプション取引独自の取引開始基準を投資勧誘規則として、別途定める必要はないと思われる。 <理由> 現行の規則下で、各協会の判断で、バイナリー・オプション取引独自の取引開始基準を定めることは可能であると思われるため。
日経 225 オプション取引等のオプション取引が現行の投資勧誘規則の下で取り扱われていることを踏まえれば、バイナリー・オプション取引についてのみ独自に取引開始基準を設定する必要はないのではないかと考えます。

(1) 取引開始基準 (続き)

②顧客カード

監督指針	日証協 投資勧誘規則	【参考】金先協規則
イ、顧客の知識・経験・資力に応じた取引開始基準を設定しているか。	(顧客カードの整備等) 第 5 条 協会員は、有価証券の売買その他の取引等を行う顧客について、次の各号に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。 1 氏名又は名称 2 住所又は所在地及び連絡先 3 生年月日（顧客が自然人の場合に限る。次号において同じ。） 4 職業 5 投資目的 6 資産の状況 7 投資経験の有無 8 取引の種類 9 顧客となった動機 10 その他各協会員において必要と認める事項	(取引開始基準) 第 11 条 5 会員は、第 1 項各号に掲げる顧客の情報を、顧客カード（業務取扱規則第 6 条第 1 項に規定するカードをいう。）に記載しなければならない。 6 会員は、前項の顧客カードへの登録情報に関し、次の各号に従い、管理しなければならない。 (1) 顧客が登録した情報の変更を求める場合には随時受け付け、必要な変更を行うこと。 (2) 一定の期間を定めて顧客に登録情報の再確認を求めること 7 会員は、第 1 項各号に係る基準の設定及び変更に関する手続を定め、決定した基準を文書によって保管しなければならない。



規制の方向性に係る御照会	【顧客カード】 - 顧客カードに記載する事項については、投資勧誘規則において、既に定められている。投資家保護の観点より、バイナリー・オプション取引独自に顧客カードに記載する必須事項を定めるか。また、定める場合、どのような項目を顧客カードに記載すべきか。 例) 金先協 B0 規則において、顧客カード記載事項（取引開始基準として組み入れるべき事項）として定められているもののうち、日証協の顧客カードの記載事項として定められていないもの。 * デリバティブ取引に関する投資経験年数 * 店頭バイナリー・オプション取引に関する顧客の有する知識 * (保有する金融資産額及び) 収入 * 顧客の申告する取引限度額又は損失限度額
--------------	--

規制の方向性に係る御照会に対するご意見

2. 顧客管理・取引管理にかかる留意事項 (1) 取引開始基準 ②顧客カード
上記と同様に貴協会がある程度取引開始基準に応じた顧客カードに記載する必須事項を定めた方がよいと考えます。
バイナリー・オプション取引における顧客管理上、必須と考えられる事項については顧客カードに記載する旨を定めるべきと考えます。日証協の顧客カードに対する追加項目としては例示の項目で足りると思います。
金先協の通貨関連と同様に取引開始時の質問を用意して、当該取引についての知識を記録しておくことは検討すべき。
顧客カードへの記載は一つの手段ですが、それに限らず、他の顧客管理システムでの対応も可とするのは如何でしょうか。バイナリーオプション取引に先立ち、顧客が取引開始基準を満たしているかの確認を行い、社内システムへの登録を行う旨を各社のルールで定めるといった方法も考えられると存じます。
バイナリー・オプション取引独自に顧客カードに記載する必須事項を定めることは必ずしも必要はないと思われるが、他方、下記 (2) 「取引限度額」は設定すべきであると思われる。したがって、その判断要素として、「顧客の申告する取引限度額又は損失限度額」は極めて重要であるため、顧客カードの様式とするか否かにかかわらず、顧客に取引限度額又は損失限度額は申告させる必要はあろう。
追加で定めなくともよい。取引開始基準として組み入れるべき事項は、一時点の情報であり必ずしも顧客カードでなくともよく、取引開始時に確認した内容を別途保存することでよいと考える。また、取引限度額や損失限度額も顧客カードの必須事項とするとシステム開発負担が増すおそれがあるため、同様に別途保存することでよいと考える。
顧客カードに記載する必須事項として定めることは不要だと考えます。
現在の記載内容で十分であり、独自に定める必要はないと考えます。
現状実施されている規則によって十分であると考えます。
日経 225 オプション取引等のオプション取引が現行の投資勧誘規則の下で取り扱われていることを踏まえれば、バイナリー・オプション取引についてのみ独自に顧客カードの必須記載事項を定める必要はないのではないかと考えます。
意見無し

（２）取引限度額		
監督指針	日証協 投資勧誘規則	【参考】金先協規則
ロ、顧客の属性に応じた取引限度額を設定し、モニタリングを行っているか。	（信用取引、新株予約権証券取引及びデリバティブ取引等の節度ある利用） 第 11 条 ２ 協会員は、顧客の有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デリバティブ取引等の建玉、損益、委託証拠金、預り資産等の状況について適切な把握に努めるとともに、当該取引等を重複して行う顧客の評価損益については、総合的な管理を行うものとする。	（取引基準の設定及び管理） 第 15 条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、 <u>「業務取扱規則第 19 条による基準」</u> （以下、「 <u>自社基準</u> 」という。）を具体的に定めなければならない。 ２ 会員は、第 11 条第 1 項に掲げる事項、その他会員が顧客との取引を適切に行うために必要となる顧客に関する情報に基づき顧客属性を区分し、前項の基準を定めなければならない。 ３ 第 1 項の基準は、顧客による過度に投機的な取引及び顧客に生ずる過大な損失の発生防止に資するものとしなければならない。 ４ 会員は、第 11 条第 1 項第 5 号により顧客から申告を受けた額（「顧客申告額」という。）が、 <u>自社基準</u> により定める額を上回る場合は <u>自社基準</u> により定める額を用い、顧客申告額が <u>自社基準</u> により定める額を下回る場合は顧客申告額を用い、当該顧客との取引を適切に管理する態勢を整備しなければならない。 ５ 会員は、顧客の取引額又は損失額が、前項により用いる額を上回ることとなる場合には、速やかに当該顧客に取引状況に関する注意を促し、当該顧客の取引状況が良好なものとならない場合には取引を解消するなど、顧客保護のために必要な措置を適切に行う態勢を整備しなければならない。 ６ 会員の内部管理担当役員等は、前項における顧客との取引の管理態勢が適正に整備されていることを点検しなければならない。 ＜業務取扱規則第 19 条＞ （過度の投機的取引の防止） 第 19 条 会員は、過度の投機的取引を防止するため、金融先物取引等に関し、顧客の建玉が当該顧客の取引経験、取引目的、資力等に照らし過大になることのないよう<u>必要な基準を定めて適正に管理するものとする。</u>

規制の方向性に 係る御照会	【取引限度額の設定】 ・バイナリー・オプション取引については、一取引あたりの損益が限定されているものの、射幸心から当初顧客が認識している限度額を超えて取引を行う可能性もあることから、今回、監督指針において、取引限度額を設定することが求められており、投資家保護の観点より、取引限度額（又は損失限度額）の設定について定めてはどうか。
	（取引限度額の設定を規制に盛り込む場合） 【取引限度額の設定方法】 ・取引限度額の設定方法の詳細（顧客申告額が自社基準額を上回る場合の取扱い等）について定める必要があるか。 （なお、顧客から申告を受けることも各社における限度額設定の一要素となりうるため、顧客カードの記載事項とすべきか否かについて、あわせて検討する必要があると思われる。）

規制の方向性に係る御照会に対するご意見

２．顧客管理・取引管理にかかる留意事項 （２）取引限度額 【取引限度額の設定】
異存なし （５社）
監督指針においても規定されているため、取引限度額を設定することを定めるべきと考えます。
監督指針に沿った形で定めることについては異論はありませんが、詳細項目については、別途議論が必要であるとの認識です。
過度に投機的な取引を抑制するため、顧客の属性に応じて損失限度額を定め、基準を超えた場合には注意喚起や取引制限等の対応を行うことを定めた方が良いと考えます。
損失限度額を定めることは、過度な投資を抑制する一定の効果はあり検討しても良い。
意見無し （２社）

２．顧客管理・取引管理にかかる留意事項 （２）取引限度額 【取引限度額の設定方法】
取引限度額の設定方法について、その取扱いに不明確な部分があれば明確にするため、その詳細についても定めるべきと考えます。
・バイナリーオプション取引についての取引限度額の設定を行う場合、取引限度額のモニタリング頻度や、顧客が自社基準額を上回る限度額を望んだ場合の取扱い方法を定める必要があると考えられます。 ・顧客属性によって限度額に差をつける場合には、顧客に限度額を大きくさせることを誘導しないようにする必要があります。
過度に投機的な取引を抑制するため、顧客の属性に応じて損失限度額を定め、基準を超えた場合には注意喚起や取引制限等の対応を行うことを定めた方が良いと考えます。
金融先物取引業協会と同等の定めがよい。
詳細を定める必要は無く、規制としては「協会員はバイナリー・オプション取引時においては、顧客の資力に合わせた損失限度額（取引限度額）等の設定・運営に掛かるルールを明文化し、厳格に運用しなければならない」程度の表現にとどめ、各社が自社ルールを設定することで良いのではないか。
個社のリスク管理態勢による部分があるため、各社判断で行う方法で十分と考えます。
・顧客の申告による取引限度額（又は損失限度額）の拡大が如何なるケースであれば可能となるのか、各社でルールを策定することが求められると考えます。 ・先述と同様、他の顧客管理システムでの対応も可とする方法もあると考えます。
取引限度額の設定方法の詳細は、各取扱業者の判断によって判断したほうがよいと考えます。なお、限度額は顧客カードの記載事項とした方がよいと考えます。
適合性の判断とも関係することから、規則で一律に細かな方法までを設定する必要はないのではないかと考える。
意見無し （２社）

(1) 取引開始基準
③顧客の知識の確認

監督指針	【参考】金先協規則
イ、顧客の知識・経験・資力に応じた取引開始基準を設定しているか。	(基礎知識の確認) 第12条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、前条第4項により確認する顧客の知識水準として、次に掲げる事項とその内容を具体的に定め、顧客が取引の申し込みを行う前に、当該知識を習得することができる機会を提供しなければならない。 (1) 第9条に規定する事項及び解説等 (2) 個人向け店頭バイナリーオプション取引に係るリスクに関する事項 (3) オプション取引の基礎知識に相当する事項 (4) その他顧客が個人向け店頭バイナリーオプション取引を適切に行うために必要な基礎知識に相当する事項 2 会員は、前項各号に関する顧客の知識又は理解が十分でない認められた場合には、当該顧客からの個人向け店頭バイナリーオプション取引の申し込みに係る手続きを進めてはならない。

規制の方向性に係る御照会	【顧客の知識の確認】 現状、有価証券関連デリバティブ取引等については、投資勧誘規則において、顧客が、<u>重要事項</u>やリスクについて理解したうえで、顧客の判断と責任において取引することを確認するため、確認書を徴求することが義務付けられている。バイナリー・オプション取引を開始する場合、確認書の徴求以外に顧客が有する知識を確認する方法について定める必要があるか。 ↓ ＜投資勧誘規則第3条第4項の考え方(平成24年11月30日)＞ 「重要な事項」の説明に係る考え方 2. 店頭デリバティブ取引について(抜粋) 顧客(特定投資家を除く。)と店頭デリバティブ取引等を行う場合には、契約締結前交付書面に記載されているリスク、手数料等の他、例えば、特に次の事項が挙げられます。 ① 店頭デリバティブ取引等の対象となる金融指標等の水準等(必要に応じてボラティリティの水準を含む。以下同じ。)に関する最悪シナリオ(過去のストレス時のデータ等合理的な前提を踏まえたもの。以下同じ。)を想定した想定損失額(試算額) ② ①で想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失額が拡大する可能性があること(どのような場合になるのかの説明を含む。) ③ 原則として中途解約できないものである場合にはその旨 ④ 中途解約すると解約清算金が発生する場合にはその旨及びその解約清算金(試算額)の内容(金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した解約清算金(試算額)及びその解約清算金(試算額)を超える可能性がある場合にはその旨を含む。) ⑤ 勧誘した店頭デリバティブ取引等に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではない旨(顧客(個人を除く。))と融資取引を行っている場合に限る。)
--------------	--

規制の方向性に係る御照会に対するご意見

2. 顧客管理・取引管理にかかる留意事項 (1) 取引開始基準 ③顧客の知識の確認
他の有価証券関連デリバティブ取引と平仄を合わせ、確認書の内容を熟慮したうえで、確認書の徴求することとしてはどうか。
上記(項目)2の通り顧客カードに記載する前提の聞き取りの必要性は検討するべき。
金先協のガイドラインにおいては、「顧客が必要な知識を有しているかどうかは、テストなど具体的な方法をもって行う必要があります。テストは、正誤など二者択一式で行うことができますが、明らかに回答が分かるような安易な設問を避け、必要知識に対する顧客の理解度を測定するに足る内容と出題数(出題範囲)とすることが必要です。」との記載がある。仮に日証協においては確認書の徴求を持って知識の確認とする場合でも、両自主規制機関のガイドラインのギャップの存在につき、一定の整理が必要と考える。
金先協のガイドラインにあるよう、テスト等の確認を考慮する必要があるのではないかと考えます。
取引開始に先立って、顧客に対して特にバイナリーオプション固有の商品性およびリスクの説明を行う旨、各社でルールを策定することで対応する方法が考えられます。
金融先物取引協会が規定した知識確認テストの実施が参考になると考えます。
現在の確認書のフレームワークを活用すれば十分であり、別途定める必要はないと考えます。
項目・内容ごとにチェックボックス等を設けること等により、顧客が取引に関する知識や重要事項やリスクを理解したうえで、チェックを行ったことが分かるような状況であれば、確認書の徴求以外の方法は特段必要ないと考えます。
現状の投資勧誘規則でカバーしていると思われる。
確認書における確認項目を充実させることにより、顧客の有する知識を確認することが可能と考えますので、確認書の徴求以外に顧客の知識を確認する方法を定める必要はないのではないかと考えます。
意見無し

3. 顧客への情報提供にかかる留意事項

(1) 必要かつ十分な説明・情報提供

監督指針	日証協 投資勧誘規則	【参考】金先協規則
③ 顧客への情報提供に係る留意事項（前段） 店頭デリバティブ取引業者は、顧客が取引に係るリスクを正確に把握して適切に投資判断を行えるよう、個人向け特定店頭オプション取引について、そのリスク、商品内容及び損益実績等について、必要かつ十分な説明・情報提供を行っているか。	(顧客からの確認書の徴求) 第 8 条 協会員は、顧客と新株予約権証券若しくはカバードワラントの売買その他の取引（顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引等若しくは特定店頭デリバティブ取引等の契約を初めて締結しようとするときは、当該顧客が当該契約に係る金商業等府令第 117 条第 1 項第 1 号イからニまでに掲げる書面（以下「契約締結前交付書面等」という。）に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取引等に関する確認書を徴求するものとする。 2 協会員は、顧客と店頭デリバティブ取引等（定款第 3 条第 5 号に規定する店頭デリバティブ取引等をいい、有価証券関連デリバティブ取引等の販売に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客が次に掲げる事項を理解し、当該顧客の判断と責任において当該店頭デリバティブ取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該店頭デリバティブ取引等に関する確認書を徴求するものとする。 1 第 3 条第 4 項の重要な事項の内容 2 契約により想定される損失額（中途解約した場合の解約清算金（試算額）を含む。）を踏まえ、当該顧客が許容できる損失額及び当該想定される損失額が当該顧客の経営又は財務若しくは資産の状況に与える影響に照らして、当該顧客が取引できる契約内容であること。 3 事業の状況や市場における競争関係を踏まえても、継続的な業務運営を行う上で有効なヘッジ手段として当該取引終了まで機能すること（当該顧客（個人を除く。）との契約が、ヘッジ目的の場合に限る。）。 4 今後の経営を見通すことがかえって困難になるものでないこと（当該顧客（個人を除く。）との契約が、ヘッジ目的の場合に限る。）。 5 勧誘した店頭デリバティブ取引等に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではないこと（当該顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）。	(取引説明書) 第 13 条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、顧客に交付する取引説明書又は同書に付属する資料に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 第 9 条第 2 項に規定する解説 (2) 次条第 1 項に規定する確認書に記載する事項に関する説明 (確認書の徴求) 第 14 条 業務取扱規則第 8 条の 2 第 1 項の規定は、個人向け店頭バイナリーオプション取引に適用する。この場合、「店頭金融先物取引」とあるのは「個人向け店頭バイナリーオプション取引」と読み替えるものとする。 2 会員は、第 1 項により顧客に徴求する確認書について、顧客から確認書を徴求した日から 1 年以内に当該顧客との間で行われる同種の内容の取引については、確認書を徴求しないこととすることができる。 3 会員は、第 1 項の規定により顧客から徴求する確認書に、次の事項を記載しなければならない。ただし会員の取り扱う個人向け店頭バイナリーオプション取引の内容に該当しない事項を除く。 (1) 期日のある取引であること (2) 顧客の保有する買建玉につき、判定時刻で予測が外れた場合には、投資元本がゼロとなること。 (3) 顧客の売建玉につき、判定時刻で予測が外れた場合には、ペイアウト額を支払うこととなること、及び当該ペイアウト額は受け取る取引価格を上回り、投資損失となること (4) 顧客全体の支払金額と受取金額の差額が、業者の収益の源泉となっていること。 (5) 合理的な投資判断を行う場合には、オプション取引の理論的根拠等の専門知識が必要となること (6) 業務取扱規則第 8 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項 (7) その他特に留意すべき事項 4 会員は、前項の事項に関する具体的な内容について、顧客が容易に確認できるようにするため、確認書に、取引説明書又は同書に付属する資料内における前条各号に係る記載箇所を明示しなければならない。 ＜金融先物取引業務取扱規則＞ 第 8 条の 2 第 1 項 (1) 当該取引に関し、その対象となる金融指標等を含む基本的なスクリーン (2) 当該取引の対象となる金融指標等の水準の推移等から想定される損失額及び想定した前提と異なる状況になった場合における損失額が拡大する可能性 (3) 当該取引が原則として中途解約できないものである場合にはその旨 (4) 当該取引を中途解約する場合、解約清算金が発生すること及び解約清算額（試算額）の内容並びに実際に当該取引を中途解約する場合における試算した解約清算金を超える可能性 (5) (省略) (6) 顧客が個人の場合には、当該取引により想定される損失額（中途解約した場合の解約清算金（試算額）を含む。）を踏まえ、顧客が許容できる損失額及び顧客の資産の状況への影響に照らして、顧客が取引できる契約内容であること (7) 会員が融資取引を行っている場合には、当該取引が当該取引以外の融資等取引とは独立した取引であり、当該取引の申込みの有無が当該取引以外の融資等取引に関する会員の判断に影響を与えることがないこと (取引結果の公表) 第 18 条 会員は、個人向けバイナリーオプション取引について、一定の期間内に行われた顧客との取引の全体の状況に関し、個人向け店頭バイナリーオプションの種別ごとに、次の各号に掲げる事項の公表に努めなければならない。 (1) 顧客の支払総額に対する顧客の受取総額の割合 (2) 取引を行った顧客数に対する損失が生じた顧客数の割合

規制の方向性に係る御照会	・監督指針で求められている項目のうち、「損益実績」の開示については、顧客に知らせるべき事項として日証協の規則上定めている規定はないため、公表すべき旨定めることとしてはどうか。 ・リスク、商品内容については、すでに契約締結前交付書面の記載事項であり、確認書において、理解したうえで取引を行うことを確認すべき項目となっている。説明や確認書の徴求について、現行の規制に加え、バイナリー・オプション取引独自の規制を設ける必要があるか。
--------------	--

規制の方向性に係る御照会に対するご意見

3. 顧客への情報提供にかかる留意事項 (1) 必要かつ十分な説明・情報提供① 【「リスク若しくは商品内容」の説明及び確認書の徴求】
前述（項目）2 の通り、知識に掛かるヒアリングは検討しても良い。
現在の確認書のフレームワークを活用すれば十分であり、別途定める必要はないと考えます。
すでに契約締結前交付書面や確認書の記載・確認項目とされているリスク・商品内容について、規則においてバイナリー・オプション取引独自の規制を設ける必要はないと考えますが、リスク・商品内容の説明として記載すべき具体的内容については社内規程モデル等に記載することで明確にすべきと考えます。
バイナリー・オプション取引は、一般的なオプション取引と違った商品性があるため、新たに確認書の徴求などによって顧客に対してリスク確認を行ったほうがよいと考えます。
有価証券関連デリバティブ取引等のカテゴリに所属する商品であるので同様の規制でよい。現行の規制に加え、バイナリー・オプション取引独自の規制を設ける必要はない。
顧客に対して、特にバイナリーオプション固有の商品性およびリスクへの十分な理解を促す旨、各社でルールを策定することで対応する方法が考えられます。
現行の規制でカバーされているため、バイナリー・オプション取引独自の規制は不要と考える。
説明や確認書の徴求については、現行の規制で十分であると考えられるため、バイナリー・オプション取引独自の規制を設ける必要はないのではないかと考えます。
意見無し （3 社）

3. 顧客への情報提供にかかる留意事項 (1) 必要かつ十分な説明・情報提供② 【「損益実績等」の公表】
異存なし。（3 社）
公表すべきとして良い。
店頭取引の透明性を高めるために損益実績を公表することを定めた方が良いと考えます。
損益実績の開示については、金先協の開示方法に準ずる方法でよいと考えます。
本取引における一定期間の損益を通算した書類を、顧客本人に送付する方法が考えられると存じます。
意見無し （4 社）

(２) 広告審査態勢の整備		
監督指針	日証協 広告規則※	【参考】金先協規則
③ 顧客への情報提供に係る留意事項（後段） また、店頭デリバティブ取引業者の広告により、投資者が過度な期待や誤った認識を持つことがないよう、広告・宣伝の適正化や適切な広告審査態勢の整備を行っているか。	(禁止行為) 第 4 条協会員は、次の各号の一に該当し又は該当するおそれのある広告等の表示を行ってはならない。 1 取引の信義則に反するもの 2 協会員としての品位を損なうもの 3 金商法その他の法令等に違反する表示のあるもの 4 脱法行為を示唆する表示のあるもの 5 投資者の投資判断を誤らせる表示のあるもの 6 協会員間の公正な競争を妨げるもの 7 恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの 8 判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの	(広告審査) 第10条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引に係る広告を行う場合、その広告内容に関し、顧客に当該取引を行うに当たり必要となる知識を提供し、顧客が適切に投資を行うことに資するものとなっていることを確認しなければならない。 2 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引を対象とするアフィリエイト広告を利用する場合、前項に係る広告審査基準を用い、利用するコンテンツを十分に確認する態勢を整備し、アフィリエイト広告の適切な利用に努めなければならない。 3 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引を行う顧客に対する景品類の提供等の顧客の冷静な投資判断を妨げる広告姿勢を控えなければならない。
規制の方向性に係る御照会	・日証協の広告規則においては、投資判断を誤らせる表示については禁止されており、広告審査担当者が禁止行為に当たる広告を行っていないかを審査することが求められているが、バイナリー・オプション取引独自の広告規制を設ける必要があるか。	
※ 日証協 広告規則：広告等の表示および景品類の提供に関する規則		

規制の方向性に係る御照会に対するご意見

３．顧客への情報提供にかかる留意事項 （２）広告審査態勢の整備
ペイアウト倍率による表示は射幸心を煽る要因となることから、ペイアウト倍率のみの表示を禁止する旨、また取引期間が短いことから、取引期限を顧客に十分知らしめるためにも、その表示方法に条件（フォントの最低ポイント数など）を付してはどうか。
景品類等の提供等、過度な勧誘にならないよう規制が必要と考えます。
既に金融先物取引業協会において、バイナリーオプション取引に関する Q&A が公表されているため、取扱業者の広告審査における混乱を避けるため、広告規制の内容について平仄をあわせていただきたい。
基本的には、現行の広告規則でカバーされているため、バイナリー・オプション取引独自の広告規制を設ける必要はないと考えるが、バイナリー・オプション取引独自に特に記載すべき事項があるのであれば、「広告等に関する指針」に加えるのはいかがか。
特に必要はない
バイナリー・オプション取引の内容・商品性に応じ、協会規則に添った形で広告・宣伝を行う対応で十分と考えます。
現状の広告規則や広告等に関する指針等で十分対応可能と考えるため、バイナリー・オプション取引について独自の広告規制を設けることまでは不要と考えます。
広告規制の精神を踏まえると、既存の広告審査体制で適切に対応可能であり、追加の規制は特段必要ないと考えます。
現行の広告規制において対応が可能であり、バイナリー・オプション取引独自の広告規制を設ける必要はないと考えます。
意見無し （２社）

契約締結前交付書面(有価証券関連店頭デリバティブ取引)の法定記載事項【抜粋】

法37条の3

第1項

- 一 当該金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号
- 三 当該金融商品取引契約の概要
- 四 手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの
- 五 顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがあるときは、その旨
- 六 前号の損失の額が顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金その他内閣府令で定めるものの額を上回るおそれがあるときは、その旨
- 七 前各号に掲げるもののほか、金融商品取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして内閣府令で定める事項

業等府令79条(前書面の記載方法)

第2項

- カバー取引の相手方の名称(業等府令94条1項1号)
- 分別管理の方法及び預託先(業等府令94条1項4号)

業等府令82条(前書面の共通記載事項)

法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨
- 二 顧客が預託すべき委託証拠金等がある場合は、その額又は計算方法(令第十六条第一項第二号に掲げる事項)
- 三 顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項
 - イ 当該指標
 - ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由
- 四 前号の損失の額が顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金の額を上回ることとなるおそれ(以下この号において「元本超過損が生ずるおそれ」という。)がある場合にあっては、次に掲げる事項
 - イ 前号の指標のうち元本超過損が生ずるおそれを生じさせる直接の原因となるもの
 - ロ イに掲げるものに係る変動により元本超過損が生ずるおそれがある理由
- 五 顧客が行う金融商品取引行為について当該金融商品取引業者等その他の者の業務又は財産の

状況の変化を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項

イ 当該者

ロ 当該者の業務又は財産の状況の変化により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

六 前号の損失の額が顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金の額を上回ることとなるおそれ（以下この号において「元本超過損が生ずるおそれ」という。）がある場合にあっては、次に掲げる事項

イ 前号の者のうち元本超過損が生ずるおそれを生じさせる直接の原因となるもの

ロ イに掲げるものの業務又は財産の状況の変化により元本超過損が生ずるおそれがある旨及びその理由

七 当該金融商品取引契約に関する租税の概要

八 当該金融商品取引契約の終了の事由がある場合にあっては、その内容

九 当該金融商品取引契約への法第三十七条の六の規定の適用の有無

十 当該金融商品取引契約が法第三十七条の六の規定が適用されるものである場合にあっては、同条第一項 から第四項 までの規定に関する事項

十一 当該金融商品取引業者等の概要

十二 当該金融商品取引業者等が行う金融商品取引業（登録金融機関にあっては、登録金融機関業務）の内容及び方法の概要

十三 顧客が当該金融商品取引業者等に連絡する方法

十四 当該金融商品取引業者等が加入している金融商品取引業協会及び対象事業者となっている認定投資者保護団体（当該金融商品取引契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（法第七十九条の十第一項 に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（加入し、又は対象事業者となっている場合にあっては、その名称）

十五 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定紛争解決機関（当該金融商品取引契約に係る業務をその紛争解決等業務の種別とするものに限る。以下この号において同じ。）が存在する場合 当該金融商品取引業者等が法第三十七条の七第一項第一号 イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ又は第五号イに定める業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該金融商品取引業者等の法第三十七条の七第一項第一号 ロ、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロに定める業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

業等府令 9 3 条（デリバティブ取引等に係る契約前書面の共通記載事項）

第 1 項

その締結しようとする金融商品取引契約がデリバティブ取引等に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号 に規定する内閣府令で定める事項は、第八十二条各号に掲げる事

項のほか、次に掲げる事項とする。

- 一 当該デリバティブ取引等の額が保証金等の額を上回る可能性のある時はその旨、及び当該デリバティブ取引等の額の当該保証金等の額に対する比率（令第十六条第一項第三号 及び第六号に規定する事項）
- 二 当該デリバティブ取引等に基づき発生する債務の履行の方法及び当該デリバティブ取引等を決済する方法
- 三 当該デリバティブ取引等が市場デリバティブ取引等又は外国市場デリバティブ取引等である場合にあっては、これらの取引に係る取引所金融商品市場又は外国金融商品市場を開設する者の商号又は名称
- 四 顧客が当該デリバティブ取引等に関し預託すべき委託証拠金その他の保証金の種類及び金額の計算方法、当該委託証拠金その他の保証金に充当することができる財産の種類及び充当価格その他これに準ずるもの並びに顧客が当該委託証拠金その他の保証金を預託し、及びその返還を受ける方法
- 五 顧客から手数料等を徴収する方法
- 六 デリバティブ取引又はその受託等（法第四十四条の二第一項第一号 に規定する受託等をいう。以下同じ。）に係る手続に関する事項
- 七 デリバティブ取引に関する主要な用語及びその他の基礎的な事項

※ 本資料は、バイナリー・オプション取引に関するWGの参考資料として使用するために、日本証券業協会にて作成したものです。情報は完全なものではなく、法令の一部を省略して記載している部分もありますので、有価証券関連店頭デリバティブ取引に関する契約締結前交付書面の作成に際しては、あらためて法令諸規則等をご参照いただきますようお願いいたします。

協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則 (昭 50. 2. 19)

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会員が行う有価証券の売買その他の取引等の勧誘、顧客管理等について、その適正化を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 有価証券

定款第 3 条第 1 号に規定する有価証券をいう。

2 有価証券の売買その他の取引等

定款第 3 条第 8 号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。

3 有価証券関連デリバティブ取引等

定款第 3 条第 4 号に規定する有価証券関連デリバティブ取引等をいう。

4 特定店頭デリバティブ取引等

定款第 3 条第 7 号に規定する特定店頭デリバティブ取引等をいう。

5 信用取引

金融商品取引法（以下「金商法」という。）第156条の24第 1 項に規定する信用取引をいう。

6 有価証券オプション取引

有価証券に係る金商法第 2 条第21項第 3 号に掲げる取引をいう。

7 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債

金商法第 2 条第20項に規定するデリバティブ取引若しくは商品先物取引法第 2 条第15項に規定する商品デリバティブ取引又はこれらと同様の効果を有する方法により償還又は利金の条件を定め組成された債券のうち、次のいずれかに掲げるものをいう。ただし、当該債券が国債証券であるもの、及び当該債券の発行体又は当該債券が単一の法人の信用状態を参照する仕組みの債券であるときにおける当該法人の信用状態の悪化により次のいずれかに掲げるものに該当する場合を除く。

イ 償還価格が額面の額を下回る可能性のあるもの（償還価格の変動率を発行時から償還まで特定の指標又は価格（以下「基準指標」という。）の変動率にあらかじめ定めた倍率（1倍又はマイナス1倍に限る。）を乗じて得た数値に一致させるよう設計されたものを除く。）又は自動的にデリバティブ取引の権利行使が行われること等により、他の有価証券で償還される条件があるもの

ロ 発行時に利金が確定しておらず、償還金が払込通貨と同じ通貨で支払われないもの（金利の変動率を金利指標の変動率に一致させるよう設計されたものを除く。）

ハ 発行時に利金が確定しておらず、利金が払込通貨と同じ通貨で支払われないもの（金利の変動率を金利指標の変動率に一致させるよう設計されたものを除く。）

ニ 条件により利金が0又は極めてそれに近い水準になるもの（金利の変動率を金利指標の変動率に一致させるよう設計されたものを除く。）

8 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債で運用することにより当該仕組債と同様の商品性を有する

こととなる投資信託又はこれと同様の効果を有することとなる投資信託をいう。

9 レバレッジ投資信託

投資信託の投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を基準指標の変動率にあらかじめ定めた倍率(2倍以上又はマイナス2倍以下に限る。)を乗じて得た数値に一致させるよう運用される投資信託(取引所金融商品市場又は外国金融商品市場に上場されているもの又は上場されるもの及び前号に該当するものを除く。)をいう。

(通 則)

第 3 条 協会員は、その業務の遂行に当たっては、常に投資者の信頼の確保を第一義とし、金商法その他の法令諸規則等を遵守し、投資者本位の事業活動に徹しなければならない。

2 協会員は、顧客の投資経験、投資目的、資力等を十分に把握し、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘を行うよう努めなければならない。

3 協会員は、当該協会員にとって新たな有価証券等(有価証券、有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デリバティブ取引等をいう。以下同じ。)の販売(新規の有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デリバティブ取引等を含む。以下同じ。)を行うに当たっては、当該有価証券等の特性やリスクを十分に把握し、当該有価証券等に適合する顧客が想定できないものは、販売してはならない。

4 協会員は、有価証券の売買その他の取引等に関し、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努めなければならない。

(自己責任原則の徹底)

第 4 条 協会員は、投資勧誘に当たっては、顧客に対し、投資は投資者自身の判断と責任において行うべきものであることを理解させるものとする。

(顧客カードの整備等)

第 5 条 協会員は、有価証券の売買その他の取引等を行う顧客(特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第53条第1号又は第2号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。)の規定により、金商業等府令第53条第1号及び第2号に掲げる契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)を除く。以下第6条の2、第8条及び第10条において同じ。)について、次の各号に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。

- 1 氏名又は名称
- 2 住所又は所在地及び連絡先
- 3 生年月日(顧客が自然人の場合に限る。次号において同じ。)
- 4 職業
- 5 投資目的
- 6 資産の状況
- 7 投資経験の有無
- 8 取引の種類
- 9 顧客となった動機
- 10 その他各協会員において必要と認める事項

2 協会員は、顧客について顧客カード等により知り得た秘密を他に洩らしてはならない。

3 協会員は、顧客カードについて、電磁的方法により作成及び保存することができる。

（勧誘開始基準）

第 5 条の 2 協会員は、顧客（個人に限り、特定投資家を除く。以下この条において同じ。）に対し、次の各号に掲げる販売の勧誘（当該販売の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話により行うもの並びに当該販売の勧誘の要請をしていない顧客に対し、協会の本店、その他の営業所又は事務所において行うものに限る。）を行うに当たっては、当該各号に掲げる販売ごとに勧誘開始基準を定め、当該基準に適合した者でなければ、当該販売の勧誘を行ってはならない。

- 1 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に係る販売
- 2 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に係る販売
- 3 レバレッジ投資信託に係る販売

（取引開始基準）

第 6 条 協会員は、次の各号に掲げる取引等を行うに当たっては、それぞれ取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客との間で当該取引等の契約を締結しなければならない。

- 1 信用取引
 - 2 新株予約権証券の売買その他の取引（顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。）
 - 3 有価証券関連デリバティブ取引等
 - 4 特定店頭デリバティブ取引等
 - 5 店頭取扱有価証券（「店頭有価証券に関する規則」（以下「店頭有価証券規則」という。）第 2 条第 4 号に規定する店頭取扱有価証券をいう。）の売買その他の取引（顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。）
 - 6 その他各協会員において必要と認められる取引等（顧客の計算による信用取引以外の有価証券の売付けを除く。）
- 2 前項に規定する取引開始基準は、顧客の投資経験、顧客からの預り資産その他各協会員において必要と認める事項について定めなければならない。

（注意喚起文書の交付等）

第 6 条の 2 協会員は、顧客と次に掲げる有価証券等の販売に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、注意喚起文書を交付しなければならない。ただし、次に掲げる有価証券等の販売に係る契約の締結前 1 年以内に当該顧客に対し当該有価証券等と同種の内容の有価証券等の販売に係る注意喚起文書を交付している場合及び当該顧客が金商法第 15 条第 2 項第 2 号の規定により目論見書の交付を受けないことについて同意している場合はこの限りでない。

- 1 有価証券関連デリバティブ取引等（金商業等府令第 116 条第 1 項第 3 号イ又はロに規定する取引を除く。）
 - 2 特定店頭デリバティブ取引等
 - 3 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債
 - 4 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託
- 2 前項に規定する注意喚起文書には、次に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しなければならない。
- 1 不招請勧誘規制の適用がある場合にあっては、その旨
 - 2 リスクに関する注意喚起
 - 3 前項各号に掲げる有価証券等の販売に係る紛争解決等業務（金商法第 156 条の 38 第 11 項に規定する紛争解決等業務をいう。以下この条において同じ。）を行う指定紛争解決機関（金商法第 156 条の 38 第 1 項に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この条において同じ。）による苦情処理及び紛争解決の枠組みの利用が可能である旨及びその連絡先

- 4 前項各号に掲げる有価証券等の販売に係る紛争解決等業務を行う指定紛争解決機関（第3号の指定紛争解決機関を除く。）又は定款第78条の2第1項に規定するところにより本協会が委託する苦情・紛争解決業務を行う特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターによる苦情処理及び紛争解決の枠組みの利用が可能である旨及びその連絡先（第3号の指定紛争解決機関が存在しない場合に限る。）
- 3 協会員は、顧客と第1項各号に掲げる有価証券等の販売に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による前項各号に掲げる事項の説明を行わなければならない。
- 4 注意喚起文書を交付した日（この項の規定により注意喚起文書を交付したものとみなされた日を含む。）から1年以内に当該注意喚起文書に係る有価証券等と同種の内容の有価証券等（第1項第1号、第3号及び第4号に掲げるもの（第1号に掲げるものにあつては、定款第3条第5号に規定する店頭デリバティブ取引等であるものを除く。）に限る。）の販売に係る契約の締結を行った場合には、当該締結の日において注意喚起文書を交付したものとみなして、第1項ただし書きの規定を適用する。

（信用取引の注文を受ける際の確認）

第7条 協会員は、顧客から信用取引の注文を受ける際は、その都度、制度信用取引、一般信用取引の別等について、当該顧客の意向を確認しなければならない。

（顧客からの確認書の徴求）

第8条 協会員は、顧客と新株予約権証券若しくはカバードワラントの売買その他の取引（顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引等若しくは特定店頭デリバティブ取引等の契約を初めて締結しようとするときは、当該顧客が当該契約に係る金商業等府令第117条第1項第1号イからニまでに掲げる書面（以下「契約締結前交付書面等」という。）に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取引等に関する確認書を徴求するものとする。

2 協会員は、顧客と店頭デリバティブ取引等（定款第3条第5号に規定する店頭デリバティブ取引等をいい、有価証券関連デリバティブ取引等（「CFD取引に関する規則」第3条第1号イ、ハ及びニの要件すべてに該当する取引並びに金商業等府令第116条第1項第3号イ又はロに規定する取引を除く。）及び特定店頭デリバティブ取引等に限る。以下この条において同じ。）の販売に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客が次に掲げる事項を理解し、当該顧客の判断と責任において当該店頭デリバティブ取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該店頭デリバティブ取引等に関する確認書を徴求するものとする。

1 第3条第4項の重要な事項の内容

2 契約により想定される損失額（中途解約した場合の解約清算金（試算額）を含む。）を踏まえ、当該顧客が許容できる損失額及び当該想定される損失額が当該顧客の経営又は財務若しくは資産の状況に与える影響に照らして、当該顧客が取引できる契約内容であること。

3 事業の状況や市場における競争関係を踏まえても、継続的な業務運営を行う上で有効なヘッジ手段として当該取引終了まで機能すること（当該顧客（個人を除く。）との契約が、ヘッジ目的の場合に限る。）。

4 今後の経営を見通すことがかえって困難になるものでないこと（当該顧客（個人を除く。）との契約が、ヘッジ目的の場合に限る。）。

5 勧誘した店頭デリバティブ取引等に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではないこと（当該顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）。

3 協会員は、顧客と店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債又は店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の販売に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客が次に掲げる事項を理解し、当該顧客の判

断と責任において当該販売に応じて買付けを行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該販売に関する確認書を徴求するものとする。

1 第3条第4項の重要な事項の内容

2 契約により想定される損失額（中途売却した場合の売却額（試算額）を含む。）を踏まえ、当該顧客が許容できる損失額及び当該想定される損失額が当該顧客の経営又は財務若しくは資産の状況に与える影響に照らして、当該顧客が取引できる契約内容であること。

3 勧誘した店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債又は店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の販売に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではないこと（当該顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）。

（意向の確認等の特例）

第9条 特別会員が、登録金融機関金融商品仲介行為（金商法第33条第2項第3号ハ及び同項第4号ロに掲げる行為（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）を行っている場合において、会員又は特別会員のいずれか一方の協会員が前2条の規定により意向の確認又は確認書の徴求（以下「意向の確認等」という。）を行ったときは、当該他の協会員は、これら各条の規定にかかわらず、これら意向の確認等を要しない。

（預金等との誤認防止）

第10条 特別会員は、定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務（以下「登録金融機関業務」という。）に関し、金商法第33条第2項第1号から第4号までに掲げる有価証券（国債証券等（金商法第2条第1項第1号及び第2号に掲げる有価証券並びに同項第3号及び第5号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）をいう。以下同じ。）及び国債証券等のみの有価証券指数を除く。）を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、これら有価証券と預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

2 特別会員は、前項に規定する説明を行う場合には、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。

1 預金等ではないこと（保険会社にあつては保険契約でないこと。）。

2 預金保険法第53条に規定する保険金の支払いの対象とはならないこと（保険会社にあつては保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約に該当しないこと。）。

3 金商法第79条の21に規定する投資者保護基金による同法第79条の56の規定に基づく一般顧客に対する支払の対象でないこと（特別会員が有価証券の預託を受ける場合に限る。）。

4 元本の返済が保証されていないこと。

5 契約の主体

6 その他預金等との誤認防止に関し参考となると認められる事項

3 特別会員は、その営業所又は事務所において、第1項に掲げる有価証券を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、前項第1号から第3号までに掲げる事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。

（信用取引、新株予約権証券取引及びデリバティブ取引等の節度ある利用）

第11条 協会員は、信用取引、新株予約権証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デリバティブ取引等の契約の締結については、各社の規模、業務の実情に応じて、節度ある運営を行うとともに、過度になることのないよう常時留意するものとする。

2 協会員は、顧客の有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デリバティブ取引等の建玉、損益、委託

証拠金、預り資産等の状況について適切な把握に努めるとともに、当該取引等を重複して行う顧客の評価損益については、総合的な管理を行うものとする。

（過当勧誘の防止等）

第 12 条 協会員は、顧客に対し、主観的又は恣意的な情報提供となる特定銘柄の有価証券又は有価証券の売買に係るオプションの一律集中的推奨をしてはならない。

2 協会員は、金融商品取引所又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、信用取引の勧誘を自粛するものとする。

1 金融商品取引所が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄

2 証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を行っている銘柄

3 協会員は、前項各号に掲げる銘柄及び金融商品取引所又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、顧客から信用取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明しなければならない。

1 金融商品取引所が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄

2 金融商品取引所が信用取引に係る委託保証金の率の引上げ（委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。）措置を行っている銘柄

3 証券金融会社が貸株利用等に関する注意喚起通知を行った銘柄

4 協会員は、金融商品取引所有価証券オプション取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄については、有価証券オプション取引の勧誘を自粛するものとする。

5 協会員は、前項に掲げる銘柄及び金融商品取引所により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、顧客から有価証券オプション取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明しなければならない。

1 金融商品取引所有価証券オプション取引に係る建玉に関して注意喚起を行っている銘柄

2 金融商品取引所有価証券オプション取引に係る委託証拠金の差入日時の繰上げ、委託証拠金の率の引上げ（委託証拠金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。）又は買付代金の決済日前における預託の受入れ措置を行っている銘柄

（店頭有価証券の投資勧誘の禁止）

第 12 条の 2 協会員は、店頭有価証券（店頭有価証券規則第 2 条第 1 号に規定する店頭有価証券をいう。）については、店頭有価証券規則に規定する場合を除き、顧客に対し投資勧誘を行ってはならない。

（仮名取引の受託及び名義貸しの禁止）

第 13 条 協会員は、顧客から有価証券の売買その他の取引等の注文があった場合において、仮名取引であることを知りながら、当該注文を受けてはならない。

2 会員は、顧客が株券の名義書換を請求するに際し、自社の名義を貸与してはならない。

（犯罪による収益の移転防止等に係る内部管理体制の整備）

第 14 条 協会員は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第 8 条第 1 項の規定に基づく疑わしい取引の届出を行う責任者を定め、犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与防止のための内部管理体制の整備に努めるものとする。

（内部者登録カードの整備等）

第 15 条 協会員は、金商法第 166 条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う顧客から、次に掲げる者（以下「上場会社等の役員等」という。）に該当するか否かにつき届出を求めるとともに、当該届出に基づき、上場会社等の役員等に該当する者については、上場会社等の特定有価証券等に係る売買

等が行われるまでに内部者登録カードを備え付けなければならない。

- 1 上場会社等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役（以下「役員」という。）
 - 2 上場会社等の親会社又は主な子会社の役員
 - 3 第1号及び第2号の役員でなくなった後1年以内の者
 - 4 上場会社等の役員の配偶者及び同居者
 - 5 上場会社等の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者
 - 6 上場会社等の使用人その他の従業者のうち金商法第166条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実（以下「重要事実」という。）を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号を除く。）
 - 7 上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者
 - 8 上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前7号を除く。）
 - 9 上場会社等の親会社又は主な子会社
 - 10 上場会社等の大株主（直近の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書に記載されている大株主をいう。）
- 2 協会員は、内部者登録カードにおいて、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 1 氏名又は名称
 - 2 住所又は所在地及び連絡先
 - 3 生年月日（顧客が自然人の場合に限る。）
 - 4 会社名、役職名及び所属部署
 - 5 上場会社等の役員等に該当することとなる上場会社等の名称及び銘柄コード
- 3 協会員は、顧客に対し、第1項各号に該当するか否かにつき変更があったときは、遅滞なく、当該変更内容について、届け出ることを約させなければならない。
- 4 協会員は、前項の規定により、変更の届出があったときは、遅滞なく、内部者登録カードを変更しなければならない。
- 5 協会員は、内部者登録カードについて、電磁的方法により作成及び保存することができる。
- 6 協会員は、第5条に規定する顧客カードにおいて、第2項に規定する内部者登録カードの記載事項を満たしていれば、当該顧客カードと内部者登録カードを兼ねることができる。
- 7 協会員は、内部者取引の未然防止に関する事項を定めた社内規則を制定する等、内部者取引に関する管理体制を整備しなければならない。

（J-IRISSへの照合等）

- 第15条の2 協会員は、金商法第166条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行う顧客（法人を除く。以下この条において同じ。）について顧客カードに記載されている顧客の氏名、生年月日及び住所について、年1回以上、J-IRISS（本協会の照合システムをいう。）に照合しなければならない。
- 2 協会員は、前項に規定する照合の結果を踏まえ、上場会社等の役員等に該当するか否かにつき確認し、遅滞なく、前条に規定する内部者登録カードを整備しなければならない。
- 3 協会員は、第1項に規定する照合の結果、J-IRISSから情報の提供を受けた場合には、前条に規定する内部者登録カードの整備等以外の目的で当該情報を使用してはならない。

（取引一任勘定取引の管理体制の整備）

- 第16条 協会員は、金商業等府令第123条第1項第13号に掲げる契約に基づいて行う有価証券の売買その他の

取引等（以下「取引一任勘定取引」という。）が投資者保護に欠け、取引の公正を害し、協会の信用を失墜させることのないよう、十分な管理体制を整備しなければならない。

（取引の安全性の確保）

第 17 条 協会は、新規顧客、大口取引顧客等からの注文の受託に際しては、あらかじめ当該顧客から買付代金又は売付有価証券の全部又は一部の預託を受ける等取引の安全性の確保に努めなければならない。

（顧客の注文に係る取引の適正な管理）

第 18 条 協会は、有価証券の売買その他の取引等を行う場合には、顧客の注文に係る取引と自己の計算による取引とを峻別しなければならない。

2 協会は、有価証券の売買その他の取引等において、顧客の注文に係る伝票を速やかに作成のうえ、整理、保存するとともに、自己の計算による取引と区分するための番号等を端末機に入力する等顧客の注文に係る取引を適正に管理しなければならない。

3 協会は、前 2 項の顧客の注文に係る取引の適正な管理に資するため、打刻機の適正な運用及び管理、コンピューターの不適正な運用の排除等を定めた社内規則を整備しなければならない。

（最良執行義務）

第 19 条 協会は、金商法第 40 条の 2 に規定する最良執行義務を適切に履行するために十分な管理体制を整備しなければならない。

（会員の顧客に対する保証等の便宜の供与）

第 20 条 会員は、有価証券の売買その他の取引等に関連し、顧客の資金又は有価証券の借入れにつき行う保証、あっせん等（形式のいかんにかかわらず、顧客の資金又は有価証券の借入れについて会員又はその役職員が関与したものを含む。）の便宜の供与については、顧客の取引金額その他に照らして過度にならないよう、適正な管理を行わなければならない。

（特別会員の顧客に対する融資等の便宜の提供の禁止）

第 21 条 特別会員は、顧客に対して、融資、保証等に関する特別の便宜の提供を約し、登録金融機関業務に係る取引又は当該取引の勧誘を行ってはならない。

（特別会員の自動的な信用供与の禁止等）

第 22 条 特別会員は、登録金融機関業務に係る取引について、顧客に対して、損失の穴埋め、委託証拠金の新規又は追加の差入れのための信用の供与を自動的に行わないこととし、次に掲げる措置を講じなければならない。また、明らかに委託証拠金の新規又は追加の差入れのための信用の供与を行ってはならない。

- 1 新規に国債証券等に係る有価証券先物取引等（金商法第 2 条に掲げる有価証券に係る同法第 2 条第 21 項第 1 号に掲げる取引又はこれに係る同条第 8 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる行為をいう。以下同じ。）の専用口座（以下「債券先物取引用口座」という。）を設定し、当該口座について当座貸越を禁止する。
- 2 同一名義人の当座貸越設定口座から、債券先物取引用口座への自動振替は行わないこと。
- 2 特別会員は、国債証券等に係る有価証券先物取引等に係る入金については、顧客の意思を確認するため、債券先物取引用口座への入金の処理について、あらかじめ当該顧客に対する担当者を決め、かつ、当該顧客又は当該顧客の資金担当者を登録させて、入金の都度、事前に電話等で当該顧客の了解を得なければならない。
- 3 特別会員は、登録金融機関金融商品仲介行為に係る取引について、顧客に対して、当該顧客が会員に開設した取引口座に残高不足が生じた場合に、信用の供与を自動的に行い、又はこれを行うことを約した登録金融機関金融商品仲介行為は行ってはならない。

（非公開融資等情報の管理の徹底等）

第 23 条 特別会員は、登録金融機関金融商品仲介行為を行うに当たっては、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報（金商業等府令第 1 条第 4 項第 13 号に規定するものをいう。）の管理及び当該情報に係る不公正取引の未然防止に関する社内規則を定めるとともに、これを役職員（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）に周知し、その遵守徹底を図らなければならない。

（顧客管理体制の整備）

第 24 条 協会員は、有価証券の売買その他の取引等に係る顧客管理の適正化を図るため、顧客調査、取引開始基準、過当勧誘の防止、取引一任勘定取引の管理体制の整備等に関する社内規則を制定し、これを役職員に遵守させなければならない。

- 2 協会員は、前項に規定する社内規則に基づき、顧客管理に関する体制を整備し、顧客の有価証券の売買その他の取引等の状況及び役職員の事業活動の状況についての的確な把握に努めなければならない。

（内部者取引管理体制の整備）

第 25 条 協会員は、内部者取引の未然防止を図るため、役職員がその業務に関して取得した発行会社に係る未公表の情報の管理、顧客管理及び売買管理等に関する社内規則を制定する等、内部者取引に関する管理体制の整備に努めなければならない。

（信託勘定取引の適正な管理）

第 26 条 協会員は、顧客の信託契約（特定金銭信託契約及び特定金外信託契約を含む。）に基づく勘定を利用した取引を的確に把握し、その適正な管理に努めなければならない。

（社内検査規則の整備等）

第 27 条 協会員は、金商法その他の法令諸規則の遵守状況並びに投資勧誘及び顧客管理の状況等に関する社内検査及び監査について社内規則を定めるとともに、内部管理体制の整備及びその適切な運営に努めなければならない。

（顧客からの苦情及び紛争処理体制の整備）

第 28 条 協会員は、顧客からの苦情の申出及び顧客との間の紛争について、担当部署を定める等社内管理体制を整備し、その適切な処理に努めなければならない。

（電磁的方法による書面の交付等）

第 29 条 協会員は、第 6 条の 2 に規定する注意喚起文書の交付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）第 2 条及び第 3 条に定めるところにより、当該注意喚起文書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供をすることができる。この場合において、当該協会員は、当該注意喚起文書の交付等を行ったものとみなす。

- 2 協会員は、第 8 条に規定する確認書の徴求に代えて、「書面電磁的提供等規則」に定めるところにより、当該確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該確認書を徴求したものとみなす。

付 則

この規則は、昭和 50 年 3 月 1 日から施行する。

協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第3条第4項の考え方

平成24年11月30日

- 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第3条第4項（平成23年4月1日施行）に規定する「重要な事項」の説明に係る考え方は、以下のとおりです。

1. 債券一般について

Q：債券の販売に当たっての重要な事項には何がありますか。

A：個人投資家に債券を販売するに当たっては、募集・売出し時における目論見書による説明及び本協会規則に基づく知識の啓蒙（注1）等に加え、債券投資の参考情報（価格情報）の入手方法について、当該事項を記載した書面を交付する等の方法により、個人投資家に説明する必要があると考えられます。

なお、具体的な説明事項としては、次の内容が考えられます。

（注1）本協会規則に基づく知識の啓蒙とは、次の条文が該当します。

- ・公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則第14条第2号
- ・外国証券の取引に関する規則第12条第2号

（注2）当該事項を記載した書面を交付する等の方法としては、本件に係る説明事項のみを記載した書面を用いる方法のほか、上記協会規則に基づく知識の啓蒙に用いるリーフレットに当該内容を記載し交付する方法や、外国債券については外国証券情報に記載して交付する方法など、様々な方法が考えられます。（外国債券については、「当社において販売いたしました外国債券の価格情報の状況等につきましては、当社にお問い合わせください。」旨の記載内容になる場合が多いと考えられます。）

〈価格情報の入手方法を記載した書面（例）〉

国内債券用

債券投資の参考情報の入手方法について

日本証券業協会では、投資者の皆様が公社債の店頭取引を行う際の参考情報として「売買参考統計値」及び「個人向け社債等の店頭気配情報」を原則として毎営業日発表しております。これらの情報は、インターネット（日本証券業協会のホームページ <http://www.jsda.or.jp/>）や一部の新聞等においてもご覧になれます。

また、当社の店頭においても、これらの価格情報のほか、証券取引所における約定価格（又は最終気配）をお問い合わせいただけます。

2. 店頭デリバティブ取引等について

Q：店頭デリバティブ取引等（定款第3条第5号に規定する店頭デリバティブ取引等をいい、有価証券関連デリバティブ取引等（「CFD取引に関する規則」第3条第1号イ、ハ及びニの要件すべてに該当する取引並びに金商業等府令第116条第1項第3号イ又はロに規定する取引を除く。）及び特定店頭デリバティブ取引等に限る。以下2.において同じ。）の契約における「重要な事項」には、何がありますか。

A：顧客（特定投資家を除く。）と店頭デリバティブ取引等を行う場合には、契約締結前交付書面に記載されているリスク、手数料等の他、例えば、特に次の事項が挙げられます。

- ① 店頭デリバティブ取引等の対象となる金融指標等の水準等（必要に応じてもボラティリティの水準を含む。以下同じ。）に関する最悪シナリオ（過去のストレス時のデータ等合理的な前提を踏まえたもの。以下同じ。）を想定した想定損失額（試算額）
- ② ①で想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失額が拡大する可能性があること（どのような場合になるのかの説明を含む。）
- ③ 原則として中途解約できないものである場合にはその旨
- ④ 中途解約すると解約清算金が発生する場合にはその旨及びその解約清算金（試算額）の内容（金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した解約清算金（試算額）及びその解約清算金（試算額）を超える可能性がある場合にはその旨を含む。）
- ⑤ 勧誘した店頭デリバティブ取引等に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではない旨（顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）

なお、①の最悪シナリオを想定した想定損失額及び④の最悪シナリオを想定した解約清算金に関する説明方法については、「8. 最悪のシナリオを想定した想定損失額等について」を参考にしてください。

3. 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債について

Q：店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の販売に当たっての「重要な事項」には、何がありますか。

A：顧客（特定投資家を除く。）に店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債

を販売する場合には、契約締結前交付書面に記載されているリスク、手数料等の他、例えば、特に次の事項が挙げられます。

- ① 仕組債の対象となる金融指標等の水準等（必要に応じてボラティリティの水準を含む。以下同じ。）に関する最悪シナリオ（過去のストレス時のデータ等合理的な前提を踏まえたもの。以下同じ。）を想定した想定損失額（試算額）
- ② ①で想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失額が拡大する可能性があること（どのような場合になるのかの説明を含む。）
- ③ 中途売却する場合における売却額（試算額）の内容（金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した中途売却額（試算額）及び実際に中途売却する場合には、試算した売却額より下回る可能性がある旨を含む。）
- ④ 勧誘した店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に係る取引に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではない旨（顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。))

なお、①の最悪シナリオを想定した想定損失額及び③の最悪シナリオを想定した中途売却額に関する説明方法については、「8. 最悪のシナリオを想定した想定損失額等について」を参考にしてください。

4. EBについて

Q1：EBの販売に当たっての重要な事項には何がありますか。

A：EBの販売に当たって、顧客に対し説明すべきEBの商品性に係る重要な事項としては、上記3の他、次の事項が挙げられます

（注）日経平均リンク債など株式市場の相場により償還条件が決まるものについても、同様の事項が顧客に対し説明すべき商品性に係る重要な事項と考えられます。

1. EBの商品内容

- ・EBは、主に、対象銘柄に係るオプションを内包している商品であり、将来の対象銘柄の株価の動向によっては、債券というよりは対象銘柄を現物で購入するのと同様の経済効果を持つことについて十分な説明を行う必要があります。
- ・当初価格（発行条件設定の基礎となった対象銘柄の価格又は当該価格に準ずるものとして各社において定める価格をいう。）、権利行使価格、利率、償還期限等について十分な説明を行う必要があります。
- ・他社株への転換に係る事項（権利行使価格と勧誘時における対象銘柄の株価の水準（勧誘時の株価、前場の終値、前営業日の終値等をいう。以下同じ。）の乖離幅、ノックイン条項その他の権利行使に係る特約等）について十分な説明を行う必要があります。

- ・投資判断時の対象銘柄の株価水準によってはE Bに係る発行条件が当初価格の決定時点と比較して顧客にとって不利なものとなること及び当初価格と勧誘時における対象銘柄の株価の水準との乖離幅について十分な説明を行う必要があります。

2. E Bのリスク等

- ・金融商品販売法に基づく重要事項の説明はもちろんですが、株式で償還する場合、そのときの株価によっては実質的な償還金額が投資元本を下回るリスクがあることについて十分な説明を行う必要があります。
- ・E Bの投資効果について、将来の対象銘柄の株価の変動が与える影響をグラフを利用するなどにより顧客が理解しやすいような方法で説明を行う必要があります。その際、E Bは、対象銘柄を現物で購入する場合と同様に、対象銘柄の株価の下落に伴い損失も拡大するリスクがあることについて十分な説明を行う必要があります。

3. その他

- ・利息、償還差損益等に係る税務上の取扱い及び中途換金に関する事項等について説明を行う必要があります。

(注1) 上記の事項は、一般的なE Bの重要な事項についての考え方を示したものです。

したがって、E Bの商品性等によっては上記以外の事項についても説明が必要となることがあります。

(注2) 募集・売出しによりE Bを販売する場合には、上記の事項を含め、目論見書の内容に沿った説明を行うこととなります。

Q 2 : Q 1 のほか、募集・売出期間経過後のE Bの販売に当たっての重要な事項には何がありますか。

A : 社内ルール等(注)に基づいて算出した適正な取引価格を提示し、取引しなければなりません。それに加えて、上記の重要な事項を十分に説明する必要があります。

(注)「公社債店頭取引における公正性確保のためのガイドライン」及び「外国株券等及び外国債券の国内店頭取引における公正性確保のためのガイドライン」を参照してください。

【その他の関連Q & A】

Q : 上記のほか、今後のE Bの取扱いに関して注意すべき事項はありますか。

A : E Bに係る償還条件決定の際の対象株式の売買に当たっては、作為的な相場形成等の法令に抵触することのないよう注意しなければなりません。

5. 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託について

Q：店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の販売に当たっての「重要な事項」には、何がありますか。

A：顧客（特定投資家を除く。）に店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託を販売する場合には、目論見書に記載されているリスク、手数料等の他、例えば、特に次の事項が挙げられます。

- ① 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の対象となる金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した想定損失額（試算額）
- ② ①で想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失額が拡大する可能性があること（どのような場合になるのかの説明を含む。）
- ③ 中途売却する場合における中途売却額（試算額）の内容（金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した中途売却額（試算額）及び実際に中途売却する場合には、試算した売却額より下回る可能性がある旨を含む。）
- ④ 勧誘した店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の取引に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではない旨（顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）

なお、①の最悪シナリオを想定した想定損失額の説明方法及び③の最悪シナリオを想定した中途売却額に関する説明方法については、「8. 最悪のシナリオを想定した想定損失額等について」を参考にしてください。

6. レバレッジをかけることを運用方針としている投資信託について

Q：レバレッジをかけることを運用方針としている投資信託（取引所金融商品市場に上場されているもの又は5. に該当するものを除く。以下6. において同じ。）の販売に当たっての「重要な事項」には、何がありますか。

A：顧客（特定投資家を除く。）にレバレッジをかけることを運用方針としている投資信託を販売する場合には、他の投資信託と同じく、目論見書に記載されているファンドの目的・特色、リスクや手数料等を説明します。さらに、特に次の事項について説明を行うことが考えられます。

なお、説明に当たっては、顧客の理解を十分に得るように行うことが大切であることから、理解を得たことを確認するために、例えば、確認書の受け入れを行うなども考えられます。

- ① 対象となる指数に対して一定倍率での投資効果を目指して運用されるため、対象となる指数が下落した場合、当該指数に比べて大きな損失が生じる可能性があること。
- ② 当該投資信託がブル・ベア型である場合は、ベア型については、対象となる指数に対して一定倍率反対となる投資効果を目指して運用されるため、

対象となる指数が上昇した場合に、当該指数に比べて大きな損失が生じる可能性があること。

7. 同一外貨建商品間の乗換えについて

Q：同一外貨建商品間の乗換え勧誘に当たっての重要な事項には何がありますか。

A：商品に関する一般的な説明に加え、同一外貨建商品間の乗換え（売買）に関し、外貨決済が可能な場合にはその旨を十分に説明し、また、外貨決済が可能であるにもかかわらず顧客の指示等により円貨により決済を行う場合には、円貨に一旦換算することにより、為替換算に係る往復の費用を顧客が負担することとなる旨を十分に説明する必要があります。

さらに、当社において当該外貨について外貨決済の取扱いを行っていない場合には、決済が円貨により行われる旨を顧客に十分に説明する必要があります。

（注1）同一外貨建商品間の乗換え勧誘には、債券と投資信託の乗換え勧誘のように異なる種類の有価証券間の乗換えも含まれます。

（注2）同一外貨建商品間の乗換えについては、平成12年3月29日付会員通知（日証協（会規）11第50号）「証券投資信託及び外貨建商品の乗換え時における不適正な投資勧誘について」及び同日付会員通知（日証協（会規）11第51号）「証券投資信託及び外貨建商品の乗換え時における不適正な投資勧誘の具体的事例について」も参照してください。

8. 最悪のシナリオを想定した想定損失額等について

Q1：店頭デリバティブ取引や、それに類する複雑な仕組債・複雑な投資信託の重要な事項である「最悪シナリオを想定した想定損失額」（契約満了時・償還時）はどのような説明が必要ですか。

A：「最悪シナリオを想定した想定損失額」については、当該取引によりどの程度の損失が生じる可能性があるかを顧客に分かりやすく説明を行うことが必要です。そのためには、次の2つの方法が考えられます。

（注）このQ1では、店頭デリバティブ取引においては契約期間全体（「契約満了時」と記します。）を通じての想定損失額、店頭デリバティブ取引に類する仕組債及び投資信託においては償還時の想定損失額の説明について解説しています。中途解約又は中途売却時の想定損失額についてはQ3を参照してください。

- ①参照する金融指標の過去の値動き（トラックレコード等）に照らした場合にどのくらいの損失が生じる可能性があるか
- ②参照する金融指標が下がった（上がった）ときにどの程度損失が生じる

か（金融指標の下落（上昇）水準を複数設定し、それぞれどの程度損失が生じるか）

①を「ヒストリカルデータによる説明」、②を「損失シミュレーションによる説明」と呼びます。最悪のシナリオを想定して顧客に損失額を分りやすく伝えるという意味では、説明用資料には原則として①を記載する必要があります。

しかし、①については参照すべき過去のレコードがない場合や、商品性からみてヒストリカルデータによる計測がそぐわないもの（商品例は付記参照）もあると考えられます。このような場合は、例えば、②を記載し、それに加えて①を記載しない（できない）理由、どのような場合に最大の損失が生じる可能性があるか等に関する説明文章を加えるなどの対応を行うことが考えられます。

なお、①を記載する場合であっても、商品性に応じて②を併せて記載するなどして説明することを妨げるものではありません。

また、①はあくまでも過去の経験値に基づく算出であることを踏まえ、前提と異なる状況になった場合にはさらに損失額が拡大する可能性があること（どのような場合になるのかの説明を含む。）についても併せて記載する必要があります。「前提と異なる状況になった場合にはさらに損失額が拡大する可能性があること」の記載は、全ての店頭デリバティブ取引やそれに類する仕組債及び投資信託に必要なものですが、特に、過去には大きな指標の変動はなかったものの、商品性から見て①で算出した数値を大きく超える損失が生じる可能性が十分に想定される商品等の場合は、顧客が①の範囲でしか損失は発生しないとの誤解をしないように、説明を工夫することが考えられます。

一方、①を記載しない明確な理由がない場合には、②のみの記載とはせず、①も併せて記載する必要があります。

いずれの場合でも、当該取引によりどの程度の損失が生じる可能性があるかを分かりやすく、かつ誤解を与えないように顧客に説明する、という趣旨を踏まえた記載となるよう留意してください。

<ヒストリカルデータによる計測がそぐわない商品例>

- ・参照金融指標に過去実績がない商品（類似性のある値動きを考えると考えられる指標で代替できる場合は、当該代替指標によりヒストリカルデータによる説明を行う。）【例：上場後日の浅い個別株式や新規設計の金融指標を参照するもの、ロックイン条項付であるが過去データに照らすとロックイン水準に達したことがないもの、等】
- ・参照金融指標が多岐にわたるなど、経験に基づく最悪のシナリオの想定が困難と考えられる商品【例：多数の個別株式を参照し、それぞれにノ

ックイン価格が設定されており、ノックイン銘柄数などにより償還価格が変動するもの、等】

- ・当該商品の価格又はキャッシュフローが、参照指数が一定の条件となれば0（ゼロ）、そうでなければ100となるというように、想定最大損失としては100%（商品価格は0（ゼロ））としか表現しようがない商品【例：償還時の参照株式の株価が一定水準以下になれば0（ゼロ）、それ以外の場合は額面100%償還となるもの、金利スワップで変動金利が0%となる場合が最大損失となるもの、等】
- ・発行体等の個別企業の信用リスクを参照金融指標とする、又は信用リスクのみが償還金額の毀損要因となる商品【参照企業にクレジットイベントが発生した場合に価格が変動するもの、発行体にクレジットイベントが発生した場合以外は額面100%で償還するもの、等】
- ・長期間にわたり、安定的に推移している金融指標を参照する商品【例：円金利を参照するもの、等】

等

※なお、この商品例に記載された商品であったとしても、協会員がヒストリカルデータによる計測が可能と合理的に判断する場合（償還時には計測不能でも中途売却時の計測は可能と判断する場合を含む。）には、その計測についての説明用資料への記載を妨げるものではありません。

Q2：ヒストリカルデータを用いて想定損失額を説明する場合、どの程度の期間を参照すればよいですか。また、損失額はどのように計算すればよいですか。

A：参照期間について何年間と定めていません。ただし、ヒストリカルデータを用いるのは、最悪のシナリオとなったときに想定される損失を分かりやすく示すことが目的ですから、協会員が当該商品の商品性に照らし合理的と考えられる期間で、かつ当該参照データが極めて大きく変動したと判断する時期を含んだ期間とすることが望ましいと考えられます。必ずしも、当該商品が参照する金融指標の残存する全ての期間のデータを対象とする必要はありませんし、複数の金融指標を参照する場合に、用いられるヒストリカルデータの参照期間が一致しなくてもかまいません。ただし、これらは顧客に十分理解されることが前提となることに留意が必要です。

想定損失額の計算方法は協会員が、顧客にとって分かりやすく、最悪のシナリオを合理的に想定できると考える方法で行っていただいてもかまいません。例えば、参照期間中の最大値と最小値の変化率を基に算出する方法や、販売する当該金融商品の償還年限に合わせて、参照期間中の当該年数

での最大の下落率を基に算出する方法などが考えられます。ただし、当該金融商品の償還（契約）年限が超長期となるものや、反対にごく短期間のものなどは後者の方法は適さない場合があると考えられます。

算出方法は、自社が取り扱うすべての取引や商品において、必ずどちらかの方法に統一しなければならないものではありませんが、少なくとも同種の取引や商品では可能な限り同じ算出方法とするなど顧客に誤解を与えないように留意することが必要です。

説明に用いるヒストリカルデータの数値等は、定期的に見直す必要があります。

なお、参照する金融指標の現在の値が、既に説明資料に記載されている最悪のケースに比して大きく変動しているような場合には、速やかな記載の変更が必要と考えられます。特に現在販売中の商品に関して、このような状況が生じた場合には顧客に対して当該状況について十分に説明することが必要です。

Q 3：店頭デリバティブ取引や、それに類する複雑な仕組債・複雑な投資信託の重要な事項である「最悪シナリオを想定した中途売却額（解約清算金）」はどのような説明が必要ですか。

A：「最悪シナリオを想定した中途売却額（解約清算金）」についても、「最悪シナリオを想定した想定損失額」と同様に、原則として①ヒストリカルデータによる説明を記載する必要があると考えられます。

なお、中途売却額（解約清算金）については、償還（契約満了）時とは異なり、店頭デリバティブ取引においては解約に伴う違約金の発生の有無、仕組債の場合は売却時の当該債券の流動性の状況や残存期間の利回り水準等も影響することとなりますので、説明用資料の作成に当たっては中途売却（解約）における条件（違約金の有無、どの時点での売却を想定するかなど）を留意事項として明示するなどの工夫が必要です。それらを踏まえたうえで、例えば、店頭デリバティブ取引について、中途解約時に発生する解約清算金の算出が真に困難であって、①を記載しない（できない）場合や補足説明をする場合には、②損失シミュレーションによる説明をすることが考えられます。ただし、②による説明のみでは、想定損失額を適切かつ十分に説明できない場合もあると考えられます。

そのような場合には、②で想定される理論的な価格水準を示すなどしたうえで、①による説明に代えて、次のような説明をすることでもよいと考えられます。

（i）取引の解約に伴い、協会員が第三者との間で行う代替契約の締結又は反対売買によって、費用又は損失が生じること、（ii）当該費用又は

損失については、解約清算金（違約金）として、中途解約時に顧客が負担することとなること、(iii) 当該解約清算金（違約金）については、想定額の算出が不可能であること、(iv) したがって、想定損失額の算出が困難であること、(v) 顧客が支払う解約清算金（違約金）は、「最悪シナリオを想定した想定損失額」（契約満了時）をも上回る可能性があること、を示すことなどが考えられます。

また、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・複雑な投資信託についても、当該商品に十分な流動性がないなどの理由で、中途売却額（解約清算金）の適切かつ十分な説明が真に困難と考えられる場合には、上記と同様に、②で想定される理論的な価格水準を示すなどしたうえで、算出が困難であることの理由を明記し、理論的な価格水準を上回る損失が生ずることがあることについて説明する方法も考えられます。

以 上

4. 適切な取引条件に係る留意事項

(1) 取引条件の算出根拠の開示	
監督指針	【参考】金先協規則
(1) ④ 適切な取引条件に係る留意事項 第9条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、取引説明書に記載する取引の概要その他顧客が当該取引を通じて行うためにあらかじめ理解すべき事項を公表しなければならない。 2 会員は、前項により公表する事項について、その解説及び顧客の理解に資する情報を顧客に周知し、顧客の理解の促進に努めなければならない。	(取引説明書) 第13条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、顧客に交付する取引説明書又は同書に付属する資料に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 第9条第2項に規定する解説 (2) 次条第1項に規定する確認書に記載する事項に関する説明
規制の方向性に係る御照会	【取引条件の算出根拠の開示】 - 顧客が合理的な投資判断を行うことができるよう、取引価格、権利行使価格及び判定価格の設定根拠について、あらかじめ顧客に説明しなければならない旨を定めてはどうか。 - 取引の概要等の公表について定める必要があるか。
規制事務局案	取引条件の開示については、以下の点を規則に定める。 自社の取扱うバイナリー・オプション取引を適切に行うために顧客があらかじめ理解すべき事項を公表しなければならない。 ※ 顧客への周知・理解の促進については、次回WGの「顧客への情報提供に係る留意事項」において、検討を行うこととする。

規制の方向性に係る御照会に対するご意見

(1) 取引条件の算出根拠の開示	
取引価格、権利行使価格及び判定価格の設定根拠について、あらかじめ顧客に説明しなければならない旨を定めることに、異存ございません。	取引価格、権利行使価格及び判定価格の設定根拠について、あらかじめ顧客に説明することを規定することには、特に異論はありません。
取引の概要等の公表については、投資性の高い金融商品であること、一般的に情報格差が大きい業者と顧客の間の相対取引であること等を鑑み、投資家への情報開示をより拡充するため、取引概要の公表は有益であると考えます。	取引概要等の公表については、各取扱業者が顧客に説明する必要があると考える内容を、各業者の判断で公表したほうがよいと考えます。
	- 異論なし - 当該投資家に説明を行っていれば、公表は必ずしも必要ないと思われる。
項番6、7、8の回答記載のとおり、商品の仕組みとして顧客への説明は必要であると考えられるため、左記の案に賛同する。	
	- 取引価格等の算定根拠を説明すること自体は異存は無いが、権利行使価格や判定価格の算定根拠を示すことが顧客の「合理的な投資判断」に結びつくかどうかは疑問。寧ろ、市場（インデックス）動向（基本的な変動要因、最近の動き、最大変動幅等）の説明・開示の方が重要ではないか。 - 顧客への取引内容の説明は重要と考えるが、「取引の概要」では規制としての拘束力およびその効果に疑問あり。「損失リスクの説明」等、もう少し具体的な項目を設定する必要があるのではないか。
	特に異論はありませんが、顧客説明や公表等については、他の金融商品とのバランスを考慮したうえで判断すべきと考えます。
	・そもそも、自らリスクを理解し、投資判断が出来る顧客のみを対象とすること、そうした顧客に対してリスク説明、最大損失の説明を行うことで対応するべきと考えます。
	意見なし （4社）

広告等の表示及び景品類の提供に関する規則 (昭49. 11. 14)

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会員が行う広告等の表示及び景品類の提供に関し、その表示、方法及び遵守すべき事項等を定めることにより、広告等の表示及び景品類の提供の適正化を図り、もつて投資者の保護に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 特定店頭デリバティブ取引等

定款第 3 条第 7 号に規定する特定店頭デリバティブ取引等をいう。

2 広告等の表示

金融商品取引業（定款第 3 条第 8 号に規定する有価証券の売買その他の取引等を業として行うものに限る。）の内容について金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 37 条に規定する広告及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 72 条に規定する行為（以下「広告等」という。）により行う表示をいう。

3 景 品 類

「不当景品類及び不当表示防止法第 2 条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和 37 年公正取引委員会告示第 3 号）第 1 項に規定する経済上の利益をいう。

(基 本 原 則)

第 3 条 協会員は、広告等の表示を行うときは、投資者保護の精神に則り、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、的確な情報提供及び明瞭かつ正確に表示を行うよう努めなければならない。

2 協会員は、景品類の提供を行うときは、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、その適正な提供に努めなければならない。

(禁 止 行 為)

第 4 条 協会員は、次の各号の一に該当し又は該当するおそれのある広告等の表示を行ってはならない。

1 取引の信義則に反するもの

2 協会員としての品位を損なうもの

3 金商法その他の法令等に違反する表示のあるもの

4 脱法行為を示唆する表示のあるもの

5 投資者の投資判断を誤らせる表示のあるもの

6 協会員間の公正な競争を妨げるもの

7 恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの

8 判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの

2 協会員は、顧客に対して景品類の提供を行うときは、不当景品類及び不当表示防止法その他の法令等に違反する又はそのおそれのある景品類の提供を行ってはならない。

3 協会員は、第 1 項の規定に違反する広告等の表示又は前項の規定に違反する景品類の提供を、直接的であるか間接的であるかを問わず第三者に行わせてはならない。

(協会の内部審査等)

第 5 条 協会は、広告等の表示又は景品類の提供を行うときは、広告等の表示又は景品類の提供の審査を行う担当者（以下「広告審査担当者」という。）を任命し、第 4 条の規定に違反する事実がないかどうかを広告審査担当者に審査させなければならない。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- 1 特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）に対する広告等の表示
- 2 特別会員が行う登録金融機関金融商品仲介行為（金融商品取引法第 33 条第 2 項第 3 号ハ及び同項第 4 号ロに掲げる行為（同法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）に係る広告等の表示で委託会員（当該特別会員に登録金融機関金融商品仲介行為の委託を行った会員をいう。）の広告審査担当者による審査が行われたもの
- 2 会員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、広告審査担当者に任命してはならない。ただし、特定店頭デリバティブ取引等に係る広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」（以下、「外務員規則」という。）第 4 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する者、同項第 2 号に規定する第 1 項社内研修を受講しその結果を本協会に報告している者又は同条第 2 項第 2 号及び第 3 号を充足する者で、かつ、次の第 1 号から第 3 号のいずれかに該当する者に限る。
 - 1 内部管理統括責任者
 - 2 「証券外務員等資格試験規則」（平成 18 年 4 月 1 日施行前のものをいう。以下同じ。）による会員営業責任者資格試験の合格者
 - 3 「外務員等資格試験に関する規則」（以下「試験規則」という。）による会員内部管理責任者資格試験の合格者
 - 4 その知識等からみて本協会が広告等の表示及び景品類の提供の審査を行わせることが適当であると認めた者
- 3 特別会員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、広告審査担当者に任命してはならない。ただし、特定店頭デリバティブ取引等に係る広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、外務員規則第 4 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する者、同項第 2 号に規定する第 1 項社内研修を受講しその結果を本協会に報告している者又は同条第 2 項第 2 号及び第 3 号を充足する者で、かつ、次の第 1 号から第 5 号のいずれかに該当する者に限る。
 - 1 内部管理統括責任者
 - 2 「証券外務員等資格試験規則」による特別会員営業責任者資格試験の合格者
 - 3 試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者
 - 4 「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験の合格者
 - 5 試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者
 - 6 その知識等からみて本協会が広告等の表示及び景品類の提供の審査を行わせることが適当であると認めた者
- 4 特別会員は、前項の規定にかかわらず、登録金融機関金融商品仲介行為に係る広告等の表示又は景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、第 2 項各号のいずれかに該当する者でなければ、当該広告審査担当者に任命してはならない。
- 5 店頭デリバティブ取引会員は、外務員規則第 4 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する者、同項第 2 号に規定する第 1 項社内研修を受講しその結果を本協会に報告している者又は同条第 2 項第 2 号及び第 3 号を充足する者

で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、広告審査担当者に任命してはならない。

- 1 内部管理統括責任者
- 2 「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験の合格者
- 3 試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者
- 4 「証券外務員等資格試験規則」による特別会員営業責任者資格試験の合格者
- 5 試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者

（社内管理体制の整備）

第 6 条 協会員は、広告等の表示及び景品類の提供の適正化を図るため、広告等の表示及び景品類の提供に係る審査体制、審査基準及び保管体制に関する社内規則を制定し、これを役職員に周知し、その遵守を徹底させるものとする。

（違反に対する調査）

第 7 条 本協会は、協会員及びその従業員が行った広告等の表示又は景品類の提供が第 3 条又は第 4 条の規定に違反し又は違反するおそれがあると認めるときは、当該協会員に資料の提出を求め、事情を聴取することができる。

- 2 協会員は、前項に規定する資料提出の請求又は事情の聴取に応じなければならない。

（広告等に関する指針）

第 8 条 本規則に定める事項のほか、協会員が行う広告等の表示に関し必要な事項は、本協会が別に定める「広告等に関する指針」で定める。

（アナリスト・レポートの取扱い）

第 9 条 本規則の規定に関わらず、アナリスト・レポート（「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」（以下「アナリスト・レポート規則」という。）において定義するアナリスト・レポートをいう。）に係る取扱いについては、アナリスト・レポート規則に定めるところによるものとする。

付 則

- 1 この規則は、昭和50年1月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に「旧証券業協会の公正慣習規則、統一慣習規則、紛争処理規則その他の規則等の適用に関する暫定措置（創立総会決議）」により、本協会の規則とみなされた旧証券業協会の「広告に関する規則」の規定により届出を受けた広告については、この規則第4条の規定により届出を受けた広告とみなす。

付 則（昭50. 2.19）

この改正は、昭和50年3月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第6条を新設し、現行第6条を1条繰り下げる。
- (2) 現行第6条第1項第4号を削除。

付 則（昭59. 3.31）

この改正は、昭和59年4月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第5条第3号を改正。

顧客への情報提供に関する規程（確認書等に関する事項）

金商業者等向けの総合的な監督指針

(1) 特定店頭オプション取引に係る留意事項

④適切な取引条件に係る留意事項

イ. 取引条件の算出根拠の開示について

顧客が合理的な投資判断を行うことができるよう、取引価格、権利行使価格及び判定価格の設定根拠について、十分に顧客に説明しているか。

ロ. 取引停止（いわゆる「売切れ」）について

取引停止は顧客へのサービスの中断、流動性の供給の停止となることを踏まえ、顧客への影響を考慮し、以下の対応を行っているか。

a. 顧客に対し、事前に取引停止の判断基準を説明しているか。

b～c. （省 略）

金融先物取引業協会

金融先物取引業務取扱規則

（取引説明書の交付・確認書の徴求）

第8条 会員は、顧客との金融先物取引等の開始に当たっては、あらかじめ、当該顧客に対し、法第37条の3に規定する契約締結前の書面として本協会、執行取引所又は会員が作成する説明書（以下「**取引説明書**」という。）を交付し、当該取引の概要、取引に伴う危険に関する事項及び第9条第1項、第3項又は第4項の約諾書等の内容について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から確認書を徴求するものとする。

2 会員は、顧客を相手方として店頭金融先物取引を行い、又は顧客のために店頭金融先物取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う前に、本協会が作成する取引説明書を交付する場合には、当該説明書のほか、店頭金融先物取引の取引条件、仕組み等を解説した書類を作成し、当該顧客に交付するものとする。

3 顧客の取引開始後の取引説明書の交付については、法第37条の3に定めるところにより適確に行うものとする。

(顧客への説明確認)

2

第8条の2 会員は、顧客（特定投資家を除く。以下、この条において同じ。）と店頭金融先物取引（外国為替証拠金取引を除く。）の契約を締結しようとするときは、顧客へ次に掲げる事項を十分説明し、理解を得た上で、顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客より当該取引に関する確認書を徴収するものとする。

ただし、当該取引に該当しない事項については省略することができる。

- (1) 当該取引に関し、その対象となる金融指標等を含む基本的なスキーム
- (2) 当該取引の対象となる金融指標等の水準の推移等から想定される損失額及び想定した前提と異なる状況になった場合における損失額が拡大する可能性
- (3) 当該取引が原則として中途解約できないものである場合にはその旨
- (4) 当該取引を中途解約する場合、解約清算金が発生すること及び解約清算額（試算額）の内容並びに実際に当該取引を中途解約する場合における試算した解約清算金を超える可能性
- (5) 顧客が法人の場合には、当該取引により想定される損失額（中途解約した場合の解約清算金（試算額）を含む。）を踏まえ、顧客が許容できる損失額及び顧客の経営又は財務状況への影響に照らして、顧客が取引できる契約内容であること及び取引目的がヘッジ目的の場合には、当該取引が事業の状況や市場における競争関係を踏まえても、継続的な業務運営を行う上で有効なヘッジ手段として取引終了まで機能し、今後の経営を見通すことがかえって困難になるものでないこと
- (6) 顧客が個人の場合には、当該取引により想定される損失額（中途解約した場合の解約清算金（試算額）を含む。）を踏まえ、顧客が許容できる損失額及び顧客の資産の状況への影響に照らして、顧客が取引できる契約内容であること
- (7) 会員が融資取引を行っている場合には、当該取引が当該取引以外の融資等取引とは独立した取引であり、当該取引の申込みの有無が当該取引以外の融資等取引に関する会員の判断に影響を与えないこと

1-4

2-1

個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則

(取引概要の公表)

第9条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、**取引説明書に記載する取引の概要※**その他顧客が当該取引を適切に行うためにあらかじめ理解すべき事項を公表しなければならない。

2 会員は、前項により公表する事項について、その解説及び顧客の理解に資する情報を顧客に周知し、顧客の理解の促進に努めなければならない。

1-2

※ 取引概要の必要事項（参考としてガイドラインに記載）

①取引の名称 ②商品区分 ③取引対象となる原資産 ④取引方法 ⑤権利行使の方法 ⑥取引期間（時間） ⑦判定 ⑧利用する判定価格の提供者 ⑨権利行使価格設定方法 ⑩権利行使価格の追加 ⑪取引単位 ⑫呼値の単位 ⑬取引価格の決定方法 ⑭取引代金の授受 ⑮権利行使に係る決済 ⑯取引停止事由 ⑰必要証拠金の有無 ⑱追加証拠金 ⑲ロスカット取引 ⑳区分管理 ㉑限度額（管理方法（発注時検定、約定後検定の別など）を含む） ㉒その他

(取引説明書)

1-1

第13条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、顧客に交付する取引説明書又は同書に付属する資料に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 第9条第2項に規定する解説

(2) 次条第1項に規定する確認書に記載する事項に関する説明

(確認書の徴求)

第14条 業務取扱規則第8条の2第1項の規定は、個人向け店頭バイナリーオプション取引に適用する。この場合、「店頭金融先物取引」とあるのは「個人向け店頭バイナリーオプション取引」と読み替えるものとする。

2 会員は、第1項により顧客に徴求する確認書について、顧客から確認書を徴求した日から1年以内に当該顧客との間で行われる同種の内容の取引については、確認書を徴求しないこととすることができる。

3 会員は、第1項の規定により顧客から徴求する確認書に、次の事項を記載しなければならない。ただし会員の取り扱う個人向け店頭バイナリーオプション取引の内容に該当しない事項を除く。

(1) 期日のある取引であること

(2) 顧客の保有する買建玉につき、判定時刻で予測が外れた場合には、投資元本がゼロとなること。

(3) 顧客の売建玉につき、判定時刻で予測が外れた場合には、ペイアウト額を支払うこととなること、及び当該ペイアウト額は受け取る取引価格を上回り、投資損失となること

(4) 顧客全体の支払金額と受取金額の差額が、業者の収益の源泉となっていること。

(5) 合理的な投資判断を行う場合には、オプション取引の理論的根拠等の専門知識が必要となること

(6) 業務取扱規則第8条の2第1項各号に掲げる事項

(7) その他特に留意すべき事項

4 会員は、前項の事項に関する具体的な内容について、顧客が容易に確認できるようにするため、確認書に、取引説明書又は同書に付属する資料内における前条各号に係る記載箇所を明示しなければならない。

1-3

2-2

協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則

(顧客からの確認書の徴求)

第8条 協会員は、顧客と新株予約権証券若しくはカバードワラントの売買その他の取引（顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引等若しくは特定店頭デリバティブ取引等の契約を初めて締結しようとするときは、当該顧客が当該契約に係る金商業等府令第117条第1項第1号イからニまでに掲げる書面（以下「契約締結前交付書面等」という。）に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取引等に関する確認書を徴求するものとする。

初回

2 協会員は、顧客と店頭デリバティブ取引等（定款第3条第5号に規定する店頭デリバティブ取引等をいい、有価証券関連デリバティブ取引等（「CFD取引に関する規則」第3条第1号イ、ハ及びニの要件すべてに該当する取引並びに金商業等府令第116条第1項第3号イ又はロに規定する取引を除く。）及び特定店頭デリバティブ取引等に限る。以下この条において同じ。）の販売に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客が次に掲げる事項を理解し、当該顧客の判断と責任において当該店頭デリバティブ取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該店頭デリバティブ取引等に関する確認書を徴求するものとする。

1 第3条第4項の重要な事項の内容

2 契約により想定される損失額（中途解約した場合の解約清算金（試算額）を含む。）を踏まえ、当該顧客が許容できる損失額及び当該想定される損失額が当該顧客の経営又は財務若しくは資産の状況に与える影響に照らして、当該顧客が取引できる契約内容であること。

3 事業の状況や市場における競争関係を踏まえても、継続的な業務運営を行う上で有効なヘッジ手段として当該取引終了まで機能すること（当該顧客（個人を除く。）との契約が、ヘッジ目的の場合に限る。）。

4 今後の経営を見通すことがかえって困難になるものでないこと（当該顧客（個人を除く。）との契約が、ヘッジ目的の場合に限る。）。

5 勧誘した店頭デリバティブ取引等に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではないこと（当該顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）。

取引時